

奥州市議会基本条例

P D C A サイクルシート・行動計画

令和3年5月

奥州市議会 議会運営委員会

1 評価区分

議会基本条例の評価については、全条文を対象として条文単位で評価を行い、その際に使用する評価区分は、達成度を測る「段階評価」、条例改正の要否を測る「管理評価」の2区分とし、評価基準は、次のとおりとした。

(1) 段階評価

段階評価は、現在の条文に規定する目的がどれだけ達成できているかを測るものであり、その評価として、次の表のとおりそれぞれの達成度合に応じて「S」～「D」のいずれかを付す。

評価	達成度合	評価基準
S	達成	条文の目的を達成している
A	概ね達成	条文の目的を7割から9割程度達成している
B	一部達成	条文の目的を4割から6割程度達成している
C	ほぼ未達成	条文の目的を1割から3割程度しか達成していない
D	未達成	条文の目的を全く達成していない

(2) 管理評価

管理評価の基準は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して条文改正が必要か否かを測るものであり、その評価として、次の表のとおりそれぞれの改正要否に応じて「4」～「1」のいずれかを付す。

評価	改正要否	評価基準
4	改正不要	条文を改正せず、現状の取組みを継続する
3	改正不要	条文は改正しないが、現状の取組みを見直す
2	一部改正必要	条文を改正し、あるべき姿に見直す
1	条文廃止必要	条文の規定は不要である

2 PDCAサイクルシート・行動計画

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

	条文	前文
	検証年月日	R2. 9. 8
検証項目	前文	

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	地方分権の時代にあって確立した分権型社会の実現が求められるなか、平成18年2月に水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村の5つの市町村が合併し誕生した奥州市に、市民の負託を受け市政に対し監視、けん制機能を発揮する合議制機関として奥州市議会は発足した。 地方議会においては、議会活動の活性化、公平性及び透明性の確保、市政に対する市民意向の把握、議員の自己研さんや資質の向上など、その期待される時代の要求は多大であり、市長と同じく議会議員も市民から直接選挙で選ばれる二元代表制のもと、立法機能、政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任のある議会活動が求められている。 私たち奥州市議会は、議員自らの創意によって、主権者である市民との協調のもと、市民の意思を市政に適切に反映し、市民の福利向上を図るとともに、議会として独自の運営ルールを定め、遵守し、実践し、もって市民に信頼され、存在感のある議会を築くため、議会運営に関する最高規範である議会基本条例をここに制定する。
検 証 内 容	議会基本条例の前文が的確に規定されていますか。
取 組 実 績 (DO)	取組項目ではないため、実績は省略する。 【参考】 1 前文とは 特に重要な施策の基本的な事項を定める条例において、条文の前に置かれ、条例制定の趣旨、理念、目的、基本原則を述べた文章で、条例の制定の理念を強く宣言する場合に置かれるもの。具体的な規範を定めるものではないが、一般的には各条文の解釈の基準になると言われている。 2 当議会が参考とした先進事例（先進事例の詳細は資料参照） 検討部会において当初検討比較された先進事例は、北海道栗山町議会、北海道今金町議会、一関市議会、三重県議会、三重県伊賀市議会の6議会であり、その後制定した岩手県議会、出雲市議会なども参考としている。 特に、前文においては出雲市議会のものなどを例として構成されている。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	前文
検証年月日	R2. 9. 8

検証項目	前文
------	----

(2 / 2)

関係例規	—							
段階評価 (CHECK)	—	各会派 の評価	奥和会 —	みらい —	共産党 —	新奥会 —	公明党 —	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	取組項目ではないため、段階評価はしない。							
管理評価 (CHECK)	4	各会派 の評価	奥和会 2-4	みらい 4	共産党 1-4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	時代の変化や現在の地方議会を取り巻く状況を踏まえて、奥州市議会としての行動姿勢を明確に示す必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要 な取組	奥州市議会として改革を推進し、行動していく姿勢を明確にすると共に、各条に規定する取組みの実行により市民の福利向上につなげるよう、持てる権能を遺憾なく発揮していく。							
行動計画 (ACTION)	取組項目ではないため、行動計画は省略する。							
先進事例	北上市	【条文】これまで取り組んできた一問一答方式の導入や会議録への賛否者の明記等の議会改革の取組みについて触れている。						
	会津若松市	【条文】議会の審議権、議決権、調査権、検査権について記述し、その歴史的背景から、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土に触れている。						
	四日市市	【条文】基本条例における推進事項について、「開かれた議会」としての市民との情報共有・市民参加、「言論の府・立法の府」としての政策立案・政策提言を掲げている。						
参考事項	○出雲市議会基本条例前文 平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、国と地方公共団体の関係は、従来の「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと変化しつつある。(中略) このような地方分権改革の流れのなかで、平成17年3月22日に、出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の合併により新「出雲市」が誕生し、平成17年4月17日に行われた設置選挙で選出された議員によって、平成17年5月11日に、新「出雲市議会」が発足している。 第二期地方分権改革により、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が一層拡大するため、住民から選ばれた代表で構成される議事機関としての議会は、今まで以上に責任ある議会活動が求められるものである。また、議会は市長などの執行機関と対等な関係を構築し、議会自体の活性化を図る必要があり、議員は地域の課題のみならず、様々な市政の課題とこれに対する市民の意向を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。(中略) 議会改革の一環として行ってきた一問一答方式や国内外の地方公共団体及び議会との活発な交流などその個性をさらに発揮し、高い政治倫理のもとでの議会、議員などの役割を定めるとともに、議会への市民参加の取組み、議会としての市民への情報提供など議会運営の基本的事項を定め、議会として市民の負託に応えるため、ここに「出雲市議会基本条例」を制定する。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第1条
検証年月日	R2.9.8

検証項目	目的
------	----

(1 / 1)

条 文 (PLAN)	第1条 この条例は、議会及び議員の責務及び活動に関する基本的事項を定めることにより、地方分権時代にふさわしい議会の在り方を明らかにするとともに、さらなる議会の活性化を図り、もって奥州市の豊かなまちづくりを実現することを目的とする。							
検 証 内 容	議会基本条例の目的が的確に規定されていますか。							
取 組 実 績 (DO)	取組項目ではないため、実績は省略する。							
関 係 例 規	—							
段 階 評 価 (CHECK)	—	各会派 の評価	奥和会	みらい	共産党	新奥会	公明党	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段 階 評 価 の 理 由	取組項目ではないため、段階評価はしない。							
管 理 評 価 (CHECK)	4	各会派 の評価	奥和会	みらい	共産党	新奥会	公明党	平均値換算 (端数切捨て)
管 理 評 価 の 理 由	目的について不足なく規定されており、見直しは不要である。							
条 文 改 正	■不要 □必要 (内容:)							
今 後 必 要 な 取 組	議会基本条例に求められる目的に変化がないかを常に意識していく。							
行 動 計 画 (ACTION)	取組項目ではないため、行動計画は省略する。							
先 進 事 例	—							
参 考 事 項	—							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第2条第1号
検証年月日	R2. 7. 27

検証項目	議会の活動原則〔市民意見の把握と市政反映〕
------	-----------------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。 (2) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。 (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。																																																						
検 証 内 容	議会は、市民の多様な意見を把握し、それを市政に反映する努力をしていますか。																																																						
取 組 実 績 (D O)	(1) 市民と議員の懇談会(第1回～第12回)の開催状況 本条文を規定した議会基本条例の施行に伴い、平成22年度から市民と議員の懇談会を開催し、議会報告、設定テーマに基づく懇談、意見・要望等の聴取を行っている。 <table><tr><th>回次</th><th>年月</th><th>テーマ</th></tr><tr><td>第1回</td><td>H22. 10～11</td><td>議会基本条例の制定</td></tr><tr><td>第2回</td><td>H23. 7</td><td>前年度懇談会の結果報告、防災のまちづくり</td></tr><tr><td>第3回</td><td>H24. 2</td><td>子どもの権利に関する条例</td></tr><tr><td>第4回</td><td>H24. 7～8</td><td>議員定数・議員報酬</td></tr><tr><td>第5回</td><td>H25. 6</td><td>議員定数の削減等</td></tr><tr><td>第6回</td><td>H25. 11</td><td>10年後のまちの姿</td></tr><tr><td>第7回</td><td>H26. 11</td><td>人口減少問題と市の課題</td></tr><tr><td>第8回</td><td>H27. 11</td><td>人口減少問題と市の課題 (地域自治区等)</td></tr><tr><td>第9回</td><td>H27. 11</td><td>団員確保・災害時の課題</td></tr><tr><td>第10回</td><td>H28. 2</td><td>地域自治区</td></tr><tr><td>第11回</td><td>H29. 2</td><td>市の医療のあり方、政務活動費の増額</td></tr><tr><td>第12回</td><td>H29. 11</td><td>子ども子育て支援、地産地消推進条例</td></tr></table> (2) 市民と議員の懇談会(第13回～第14回)の開催状況 平成30年度からは、従来の開催方式を改め、常任会ごとにテーマを定めてワールドカフェ形式で開催し、市民関係者の意見を聴取したほか、これを政策提言につなげる仕組みにした。 <table><tr><th>回次</th><th>年月</th><th>テーマ</th></tr><tr><td rowspan="4">第13回</td><td rowspan="4">H31. 2</td><td>【総務常任委員会】公共交通</td></tr><tr><td>【教育厚生常任委員会】障がい者福祉</td></tr><tr><td>【産業経済常任委員会】6次産業化の取組み</td></tr><tr><td>【建設環境常任委員会】交通安全</td></tr><tr><td rowspan="4">第14回</td><td rowspan="4">R1. 11</td><td>【総務常任委員会】公共施設</td></tr><tr><td>【教育厚生常任委員会】障がいのある人もない人も暮らしやすい奥州市をつくろう パート2</td></tr><tr><td>【産業経済常任委員会】6次産業化推進のための支援のあり方</td></tr><tr><td>【建設環境常任委員会】ごみの減量化とリサイクルの取組み</td></tr></table> (3) その他の市民の意見把握 議会の広聴機能としては市政調査会が担っているが、その他として、議会広報委員会において市議会だよりの特集記事等で市民の声を聴取し、掲載している。	回次	年月	テーマ	第1回	H22. 10～11	議会基本条例の制定	第2回	H23. 7	前年度懇談会の結果報告、防災のまちづくり	第3回	H24. 2	子どもの権利に関する条例	第4回	H24. 7～8	議員定数・議員報酬	第5回	H25. 6	議員定数の削減等	第6回	H25. 11	10年後のまちの姿	第7回	H26. 11	人口減少問題と市の課題	第8回	H27. 11	人口減少問題と市の課題 (地域自治区等)	第9回	H27. 11	団員確保・災害時の課題	第10回	H28. 2	地域自治区	第11回	H29. 2	市の医療のあり方、政務活動費の増額	第12回	H29. 11	子ども子育て支援、地産地消推進条例	回次	年月	テーマ	第13回	H31. 2	【総務常任委員会】公共交通	【教育厚生常任委員会】障がい者福祉	【産業経済常任委員会】6次産業化の取組み	【建設環境常任委員会】交通安全	第14回	R1. 11	【総務常任委員会】公共施設	【教育厚生常任委員会】障がいのある人もない人も暮らしやすい奥州市をつくろう パート2	【産業経済常任委員会】6次産業化推進のための支援のあり方	【建設環境常任委員会】ごみの減量化とリサイクルの取組み
回次	年月	テーマ																																																					
第1回	H22. 10～11	議会基本条例の制定																																																					
第2回	H23. 7	前年度懇談会の結果報告、防災のまちづくり																																																					
第3回	H24. 2	子どもの権利に関する条例																																																					
第4回	H24. 7～8	議員定数・議員報酬																																																					
第5回	H25. 6	議員定数の削減等																																																					
第6回	H25. 11	10年後のまちの姿																																																					
第7回	H26. 11	人口減少問題と市の課題																																																					
第8回	H27. 11	人口減少問題と市の課題 (地域自治区等)																																																					
第9回	H27. 11	団員確保・災害時の課題																																																					
第10回	H28. 2	地域自治区																																																					
第11回	H29. 2	市の医療のあり方、政務活動費の増額																																																					
第12回	H29. 11	子ども子育て支援、地産地消推進条例																																																					
回次	年月	テーマ																																																					
第13回	H31. 2	【総務常任委員会】公共交通																																																					
		【教育厚生常任委員会】障がい者福祉																																																					
		【産業経済常任委員会】6次産業化の取組み																																																					
		【建設環境常任委員会】交通安全																																																					
第14回	R1. 11	【総務常任委員会】公共施設																																																					
		【教育厚生常任委員会】障がいのある人もない人も暮らしやすい奥州市をつくろう パート2																																																					
		【産業経済常任委員会】6次産業化推進のための支援のあり方																																																					
		【建設環境常任委員会】ごみの減量化とリサイクルの取組み																																																					

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第2条第1号
検証年月日	R2.7.27

検証項目	議会の活動原則〔市民意見の把握と市政反映〕
------	-----------------------

(2/2)

関係例規	○奥州市議会基本条例第3条、第13条〔議員の活動原則、市民懇談会〕 ○奥州市議会市政調査会会則第2条〔市政調査・研究と市政運営寄与〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 A	新奥会 C	公明党 B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	市民と議員の懇談会のワールドカフェ形式、市議会だよりのリニューアル、SNS・ラジオ等を活用した情報発信に努め、手法の工夫や改善を行っているが、議会として多様な意見を把握しているとは言い難い。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 4	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	広聴機能において、多様な手段の活用でより多くの市民の意見の収集し、市政への反映に努めていく必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容：）							
今後必要 な取組	市民と議員の懇談会の開催回数を増やし、市民モニター、SNSやFM放送の活用の仕方を工夫するなど、様々な世代における多様な市民意見の把握に努め、それらが政策提言等により市民福祉の向上につながるような取組みを模索する。							
行動計画 (ACTION)	・ 政策提言に関係するテーマを定めて実施する常任委員会単位の市民と議員の懇談会以外にも、市民の皆様が参加しやすい懇談会を開催する。 ・ 若い世代に利用の多いSNSのInstagramの公式アカウントを開設する。							
先進事例	滝沢市	【条文】市民議会、議会報告会、市民懇談会、政策検討会、議会モニター、議会サポーターを条文で規定している。						
	町田市	【取組】委員会の請願審査において住民がプレゼンテーションする場を設け、以下の手順で実施している。 ① 請願の内容を議会事務局が確認する。 ② 請願を提出した住民の代表2名が委員会に出席し、5分間のプレゼンを行う、議員が住民に質問する。 ③ 請願の取扱いを議員間討論し、委員会としての決定をする。						
	塩尻市	【取組】議会報告会での住民意見を一意につき1枚の進捗状況調査表にまとめ、進捗状況を公開している。						
参考事項	－							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第2条第2号
検証年月日	R2.9.18

検証項目	議会の活動原則〔自由討議〕
------	---------------

(1/2)

条 文 (PLAN)	第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。 (2) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。 (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
検 証 内 容	議会では、議員間討議などの自由な討議がされていますか。
取 組 実 績 (DO)	1 議員間討議の実施状況 本会議における議員間討議は、現在まで実施されていない。ただし、委員会においては、議案及び請願の審査の会議次第で自由討議を行うこととしている。 【委員会審査の例】 ① 議案・請願の朗読 ② 当局の説明及び委員の質疑 ③ 紹介議員の説明及び質疑 ④ 休憩中の請願者の趣旨説明 ⑤ 自由討議 ⑥ 討論 ⑦ 採決 2 本会議等以外における討議 本条は、本会議等における議員間討議について規定したものであるが、市政課題を解決するため、市政調査会において平成24年6月に「議員定数・議員報酬」、平成24年12月に「総合支所の在り方」、平成25年6月に「政務活動費の増額」、平成27年5月・平成28年2月に「地域自治区」についての議員間の意見交換会を開催した。 【参考】奥州市議会基本条例施行に伴う具体的要領等 3 自由討議 (1) 導入の目的 ① 提案されている議案等について、各議員が積極的に意見交換を行う。 ② 提案されている議案等の内容の共通理解を深め、表決の際の参考にする。 (2) 自由討議は、提案されている議案等の中で特に重要な案件について行うものとし、質疑終了後、会議に諮って行うことができる。 (3) 自由討議の対象とするものは、議会運営委員会等で事前に協議を行う。 (4) 自由討議は、発言の時間や回数に制限を加えないことを原則とする。ただし、議長が必要であると認めたときは、会議に諮って時間や回数等に制限を加えることができる。 (5) 質疑の最中に自由討議を行う必要が生じたときは、議長の休憩の宣告又は休憩の動議により、暫時休憩をとり、議会運営委員会で協議する。 (6) 自由討議は、原則公開して行うものとする。ただし、秘密会においてはこの限りではない。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第2条第2号
検証年月日	R2.9.18

検証項目	議会の活動原則〔自由討議〕
------	---------------

(2/2)

関係例規	○奥州市議会基本条例第9条〔議員間の討議〕 ○奥州市議会会議規則第52条の2〔自由討議〕 ○議会運営要領第37第21号〔自由討議を求める動議〕 ○奥州市議会申合せ事項No. 29・補足資料〔自由討議〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 A	新奥会 C	公明党 B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	常任委員会や改革検討委員会等において自由闊達な議論を行い、政策提言や議会改革の推進に繋がっているものの、自由討議は委員会での実施に止まり、本会議では行われておらず、議員間討議が実施されている状態とは言い難い。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 4	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	議員間討議の場を増やしていく必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容：							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第2条第3号
検証年月日	R2.7.3

検証項目	議会の活動原則〔開かれた議会〕
------	-----------------

(1/2)

条 文 (PLAN)	第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。 (2) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。 <u>(3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</u>
検 証 内 容	議会は、情報公開を徹底し、公正性、透明性及び信頼性が確保され、議会活動について市民に説明責任を果たしていますか。
取 組 実 績 (DO)	(1) 会議の公開 従来、委員長の許可制を採っていた委員会等では、議会基本条例の施行に伴い、平成21年11月1日より委員長の許可がなくともこれを公開している。 また、会議録の公開は、本会議だけでなく、予算・決算審査特別委員会、全員協議会についても実施しているが、令和2年度からは常任委員会及び新市立病院建設調査特別委員会の審査、所管事務調査等についても、会議録及び関係資料を公開する準備を進めている。 (2) 市民の傍聴意欲の確保 本会議、委員会その他の会議は、日程、内容等を事前にホームページ、SNS等にてお知らせし、市民が傍聴できるよう周知に努めている。 また、新議会中継システムの導入で、スマートフォンやタブレットでもライブ・録画中継を視聴できるようになったほか、今年からはリニューアルした市議会だよりへのQRコード掲載により、ホームページへの誘導もしている。 これらを通じ、議会を市民に身近な環境に置きつつ、傍聴意欲を高める取組みをしている。 (3) 政務活動費の使途公開の取組み 平成28年度分までは、個人（会派）ごと、経費目ごとの支出額一覧表のみを市議会だよりに掲載していたが、29年度分以降、個人ごと（会派共通経費がある場合は会派ごと）も別途に支出内訳表、領収書、行程表及び視察報告書を添付した収支報告書及び政務活動費一覧のほか、使途基準等を記載した政務活動費の手引きをホームページに掲載している。 (4) 議会活動の広報内容 ① 市議会だより 年4回発行の市議会だよりは、令和2年1月発行の第55号から、手にとって読んでもらえる、文書量に配慮した全面カラーで見やすいものにリニューアルし、減った情報量を補うために、QRコードを積極的に活用している。 ② ホームページ 各種会議情報のほか、政務活動費、市民と議員の懇談会報告書、議員発議条例、政策提言、議長交際費、市議会だより、SNS発信、FM録音配信などを掲載している。 ③ SNS・FM放送 フェイスブック、ツイッター及び奥州エフエム「電波に乗せて！奥州市議会」を平成29年7月から開始し、最新の議会情報を市民に届けている。 ④ 議会中継 新議会中継システムを平成30年9月定例会から導入し、スマホ、タブレットでも視聴が可能となり、いつでも本会議等の中継・録画を見られる環境が整備された。 (5) 市民と議員の懇談会 第1回を平成22年10月に開催し、以降毎年実施している。令和元年度の第13回からは、議会報告だけではなく、ワールドカフェ形式のワークショップも実施している。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第2条第3号
検証年月日	R2.7.3

検証項目	議会の活動原則〔開かれた議会〕
------	-----------------

(2/2)

関係例規	○地方自治法第115条第1号〔議事の公開の原則〕 ○奥州市議会基本条例第5条、第11条～第13条、第16条〔委員会公開の原則、市民との関係（情報公開と説明責任）、議会広報の充実、市民懇談会、政治倫理〕 ○奥州市議会委員会条例第19条〔会議の公開〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 A	新奥会 C	公明党 B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	市民と議員の懇談会のワールドカフェ形式、市議会だよりのリニューアル、SNS・ラジオ等を活用した情報発信に努め、手法の工夫や改善を行っているものの、議会の傍聴者数は増えておらず、情報内容も議会活動を市民に説明するには不足している。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 4	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	段階評価の状況を鑑み、より一層の情報の公開とその内容や手法を充実する取り組みが必要である。							
条文改正	■不要 □必要（内容：							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第3条第1号・第2号
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	議員の活動原則〔民意把握・資質向上、政策立案・提言〕
------	----------------------------

(1 / 3)

条 文 (PLAN)	第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) <u>市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動</u> <u>すること。</u> (2) <u>把握した市民の意見、要望等をもとに、政策立案、政策提言等を積極的に行</u> <u>うこと。</u> (3) 個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福利の向上を目指し <u>て活動すること。</u>																																																																					
検 証 内 容	① 議員は、市民の負託に応え、市全体の代表として活動していますか。 ② 議員は、調査研究活動や自己研さんを通じて資質の向上に努めていますか。 ③ 議員は、市民の多様な意見を把握し、それを政策立案、政策提言等を通じて市政に反映する努力をしていますか。																																																																					
取 組 実 績 (D O)	1 市政課題・民意の把握、自己研さん等 本条は、議員の活動原則についての規定であるが、議会として市民の意見・要望等を把握し、議員の研さんに資する以下の取組みを行っており、議員活動の一助となっている。 (1) 市民と議員の懇談会 平成22年度からこれまでに14回の懇談会を開催した。(詳細第13条を参照) (2) 市政調査会研修会等 平成19年度からこれまでに22回の研修会等を開催し、研さんを積んでいる。 <table><tr><th>回次</th><th>年月</th><th>テーマ</th></tr><tr><td>第1回</td><td>H18. 7</td><td>地域医療の現状と今後の課題について</td></tr><tr><td>第2回</td><td>H19. 4</td><td>中途失明は誰の責任か</td></tr><tr><td>第3回</td><td>H19. 5</td><td>地方分権と議会改革～議会基本条例の考え方</td></tr><tr><td>第4回</td><td>H20. 2</td><td>議会基本条例と地方議会における条例制定の動き</td></tr><tr><td>第5回</td><td>H20. 6</td><td>県立胆沢病院の現状とこれからの地域医療</td></tr><tr><td>第6回</td><td>H21. 2</td><td>岩手県公立病院改革推進指針(案)について</td></tr><tr><td>第7回</td><td>H21. 7</td><td>議会基本条例制定後の議会の変化について</td></tr><tr><td>第8回</td><td>H21. 9</td><td>胆江保健医療圏医療連携推進プランについて</td></tr><tr><td>第9回</td><td>H21.10</td><td>子育てフォーラム～地域で支える子育て、親育ち</td></tr><tr><td>第10回</td><td>H22.12</td><td>T P P問題と農業政策について</td></tr><tr><td>第11回</td><td>H23. 9</td><td>放射線と健康への影響について</td></tr><tr><td>第12回</td><td>H24. 1</td><td>子どもの権利に関する条例の推進について</td></tr><tr><td>第13回</td><td>H24. 3</td><td>議会改革の取組みについて</td></tr><tr><td>第14回</td><td>H25. 3</td><td>流山市議会が議会改革ランキングで全国1位になった理由</td></tr><tr><td>第15回</td><td>H25.11</td><td>憲法・地方自治法が定める地方自治と地方議会の役割</td></tr><tr><td>第16回</td><td>H27. 1</td><td>今後の地域医療における自治体病院の在り方</td></tr><tr><td>第17回</td><td>H28. 2</td><td>通年議会による議会運営</td></tr><tr><td>第18回</td><td>H29. 2</td><td>議会に求められる立法機能等</td></tr><tr><td>第19回</td><td>H29.11</td><td>迷惑をかけあう関係を目指して～協働の新しいかたち</td></tr><tr><td>第20回</td><td>H30. 7</td><td>政策提案、議会基本条例の検証と市民懇談会の在り方について</td></tr><tr><td>第21回</td><td>R 1. 6</td><td>地方創生時代に求められる議会の役割</td></tr><tr><td>第22回</td><td>R 1. 8</td><td>奥州市議会基本条例の検証について</td></tr></table>	回次	年月	テーマ	第1回	H18. 7	地域医療の現状と今後の課題について	第2回	H19. 4	中途失明は誰の責任か	第3回	H19. 5	地方分権と議会改革～議会基本条例の考え方	第4回	H20. 2	議会基本条例と地方議会における条例制定の動き	第5回	H20. 6	県立胆沢病院の現状とこれからの地域医療	第6回	H21. 2	岩手県公立病院改革推進指針(案)について	第7回	H21. 7	議会基本条例制定後の議会の変化について	第8回	H21. 9	胆江保健医療圏医療連携推進プランについて	第9回	H21.10	子育てフォーラム～地域で支える子育て、親育ち	第10回	H22.12	T P P問題と農業政策について	第11回	H23. 9	放射線と健康への影響について	第12回	H24. 1	子どもの権利に関する条例の推進について	第13回	H24. 3	議会改革の取組みについて	第14回	H25. 3	流山市議会が議会改革ランキングで全国1位になった理由	第15回	H25.11	憲法・地方自治法が定める地方自治と地方議会の役割	第16回	H27. 1	今後の地域医療における自治体病院の在り方	第17回	H28. 2	通年議会による議会運営	第18回	H29. 2	議会に求められる立法機能等	第19回	H29.11	迷惑をかけあう関係を目指して～協働の新しいかたち	第20回	H30. 7	政策提案、議会基本条例の検証と市民懇談会の在り方について	第21回	R 1. 6	地方創生時代に求められる議会の役割	第22回	R 1. 8	奥州市議会基本条例の検証について
回次	年月	テーマ																																																																				
第1回	H18. 7	地域医療の現状と今後の課題について																																																																				
第2回	H19. 4	中途失明は誰の責任か																																																																				
第3回	H19. 5	地方分権と議会改革～議会基本条例の考え方																																																																				
第4回	H20. 2	議会基本条例と地方議会における条例制定の動き																																																																				
第5回	H20. 6	県立胆沢病院の現状とこれからの地域医療																																																																				
第6回	H21. 2	岩手県公立病院改革推進指針(案)について																																																																				
第7回	H21. 7	議会基本条例制定後の議会の変化について																																																																				
第8回	H21. 9	胆江保健医療圏医療連携推進プランについて																																																																				
第9回	H21.10	子育てフォーラム～地域で支える子育て、親育ち																																																																				
第10回	H22.12	T P P問題と農業政策について																																																																				
第11回	H23. 9	放射線と健康への影響について																																																																				
第12回	H24. 1	子どもの権利に関する条例の推進について																																																																				
第13回	H24. 3	議会改革の取組みについて																																																																				
第14回	H25. 3	流山市議会が議会改革ランキングで全国1位になった理由																																																																				
第15回	H25.11	憲法・地方自治法が定める地方自治と地方議会の役割																																																																				
第16回	H27. 1	今後の地域医療における自治体病院の在り方																																																																				
第17回	H28. 2	通年議会による議会運営																																																																				
第18回	H29. 2	議会に求められる立法機能等																																																																				
第19回	H29.11	迷惑をかけあう関係を目指して～協働の新しいかたち																																																																				
第20回	H30. 7	政策提案、議会基本条例の検証と市民懇談会の在り方について																																																																				
第21回	R 1. 6	地方創生時代に求められる議会の役割																																																																				
第22回	R 1. 8	奥州市議会基本条例の検証について																																																																				

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第3条第1号・第2号
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	議員の活動原則〔民意把握・資質向上、政策立案・提言〕
------	----------------------------

(2 / 3)

取組実績 (D O)	2 政策立案、政策提言等 把握した市民の意見、要望等を基に、以下の政策立案、政策提言等を行った。 (1) 政策立案（詳細は第7条を参照） ① 奥州市議会基本条例 地方分権時代にふさわしい議会の在り方を明らかにし、議会の活性化を図り、豊かなまちづくり実現を目的として制定された。平成21年11月1日施行。 ② 奥州市子どもの権利に関する条例 全ての子どもが輝き、たくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的として制定された。平成24年4月1日施行。 ③ おうしゅう地産地消わくわく条例 地産地消を通じた食の安全安心、食育、乾杯推進等、食と農の健康で文化的な地域社会の形成を目的として制定された。平成30年4月1日施行。 (2) 政策提言等（詳細は第7条を参照） ① 公共交通施策に関する政策提言書〔総務常任委員会〕 公共交通を住民自らのこととして捉え、自立的なバス運行の積極的な導入など、地域で支え合う生活交通の基盤づくりを進め、地域社会の活力の維持・向上につなげるため、令和元年6月26日の本会議で提言を政策決議提案した。 ② 交通安全対策に関する政策提言書〔建設環境常任委員会〕 急速な高齢化社会の到来で、高齢者の事故が増加していることから、新たな交通安全対策が急務となっており、高齢ドライバーの事故防止対策、歩行者保護対策、交通安全意識の向上について、具体的かつ積極的に施策を進めていくため、令和元年9月26日の本会議に以下の提言を政策決議提案した。 ③ 農業振興及び地域6次産業化の推進に関する政策提言書〔産業経済常任委員会〕 農業が重要な基幹産業である本市にとって、農業を取り巻く情勢は厳しく、先行きも不透明であり、市農業振興ビジョンに基づいた施策の展開の継続と地域6次産業化の本来の目的である農家所得の向上につながる施策の充実や支援体制の強化のため、令和元年12月16日の本会議に以下の提言を政策決議提案した。 ④ 障がい者を理由とする差別の解消に関する政策検討報告書〔教育厚生常任委員会〕 人口減少や少子高齢化が進み、地域の担い手が減少しているが、持続可能な社会を構築していくためには、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に地域づくりに参画することが重要であることから、令和2年3月12日の本会議に以下の政策検討を報告した。 (3) 市政課題意見交換会 市政課題を解決するため、平成24年6月に「議員定数・議員報酬」、平成24年12月に「総合支所の在り方」、平成25年6月に「政務活動費の増額」、平成27年5月・平成28年2月に「地域自治区」についての議員間の意見交換会を開催した。
-----------------	--

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第3条第1号・第2号
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	議員の活動原則〔民意把握・資質向上、政策立案・提言〕
------	----------------------------

(3/3)

関係例規	○地方自治法第112条〔議員の議案提出権〕 ○奥州市議会基本条例前文・第7条・第13条〔市民意向の把握、研さん・資質向上、立法・政策提案、市長等との関係、市民懇談会〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 B	新奥会 C	公明党 B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	会派等による行政視察や議員個々の研修会への参加などにより自己研鑽に努めているほか、関係者との協議やワールドカフェ形式による懇談会の実施で市民の意見を的確に把握し、政策立案や政策提言に結びつけたものの、市民の意見を把握する回数が少なく、政策サイクルの確立に向けて一層の努力が必要である。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 3	新奥会 3	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	民意の把握とその実現に向けて努力する必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要 な取組	聴取した意見や要望等を市政に反映させるため、意見等の取扱いの仕組みづくりや政策提言に結びつける政策形成サイクルを構築する必要がある。また、意見等の把握に当たっては、懇談会の在り方のほか、ホームページ、SNS等の多様な手段を活用していく。							
行動計画 (ACTION)	- 政策立案等に関するガイドラインに従い、提言した政策のフォローアップを行い、政策形成サイクルを具現化する。 - 政策提言に関係するテーマを定めて実施する常任委員会単位の市民と議員の懇談会以外にも、市民の皆様が参加しやすい懇談会を開催する。 - 若い世代に利用の多いSNSのインスタグラムの公式アカウントを開設する。 - 民意を把握する媒体の多様化を検討する。							
先進事例	上越市	【条文】(中略)(4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。 (6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。						
	堺市	【条文】議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則とし、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行うものとする。(中略) (2) 市政に関して、必要な調査研究を行うとともに、必要に応じて議案を提案すること。 (3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。						
参考事項	○地方自治法〔議員の議案提出権〕 第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。 2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。 3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第3条第3号
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	議員の活動原則〔全体の福利向上〕
------	------------------

(1/1)

条 文 (PLAN)	第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。 (2) 把握した市民の意見、要望等をもとに、政策立案、政策提言等を積極的に行うこと。 <u>(3) 個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。</u>							
検 証 内 容	議員は、個別事案や地域事案のみならず、市全体の代表として活動していますか。							
取 組 実 績 (D O)	議員個々の活動内容に関する条文であり、実績は省略する。							
関 係 例 規	○奥州市議会基本条例前文〔市民の福利向上〕							
段 階 評 価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 B	新奥会 C	公明党 B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段 階 評 価 の 理 由	オール奥州の代表であることを常に意識しつつも、全体としての議論が不足しており、市民全体の福祉の向上のための積極的な活動の展開が必要である。							
管 理 評 価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 3	新奥会 3	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管 理 評 価 の 理 由	本条文は、議員の活動原則としての市民全体の福祉向上について不足なく規定されており、見直しは不要であるが、市全体を見渡すような議論の展開が必要である。							
条 文 改 正	■不要 □必要 (内容：)							
今 後 必 要 な 取 組	市内の一部での事象は市全体にも何らかの問題を引き起こしている可能性があることから、改めて市政課題を把握し、その共通認識の下に議員間討議をするなどし、より全体に目を向けて議会活動をしていく必要があると思われる。							
行 動 計 画 (ACTION)	議員個々の活動内容に関する条文であり、行動計画は省略する。							
先 進 事 例	上越市	【条文】市政全体を見据え、市民の福祉の向上を目指し、普遍的な利益のために活動すること。						
	多治見市	【取組】第7次総合計画策定時において特別委員会を設置し、3分科会に分かれて180事業すべての議員間討論を行ったほか、議会としても8事業の要望を提出し、うち7事業が総合計画に取り入れられた。						
	堺市	【取組】議会機能の強化と活性化を図るため、議会力向上会議を設置し、議員の研修の実施や議会横断的な課題の解決を図りながら組織力を向上する取組を実施している。						
参 考 事 項	－							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第4条
検証年月日	R2.9.8

検証項目	会派
------	----

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 前2項に定めるもののほか会派に関し必要な事項は、別に定める。																																																																																				
検 証 内 容	会派は、市政課題等に対する政策を中心とした理念を共有する議員が議会活動を共に行うために任意に結成する団体であるが、その規定について不足はありませんか。																																																																																				
取 組 実 績 (D O)	1 会派結成の状況 奥州市議会の会派結成の状況は、以下のとおりである。(人数は任期開始時で、正副議長は無会派に区分する。) (1) 平成18年～平成22年 <table><tr><th>会派名</th><th>代表者</th><th>人数</th></tr><tr><td>奥州創政会</td><td>高橋 勝司</td><td>20</td></tr><tr><td>政凛会</td><td>新田 久治</td><td>8</td></tr><tr><td>日本共産党</td><td>及川 善男</td><td>5</td></tr><tr><td>市民クラブ</td><td>佐藤 建樹</td><td>5</td></tr><tr><td>無会派</td><td></td><td>3</td></tr></table> (2) 平成22年～平成26年 <table><tr><th>会派名</th><th>代表者</th><th>人数</th></tr><tr><td>創政会</td><td>佐藤 克夫</td><td>11</td></tr><tr><td>爽志会</td><td>及川 梅男</td><td>6</td></tr><tr><td>市民クラブ</td><td>千葉 悟郎</td><td>5</td></tr><tr><td>政凛会</td><td>高橋 瑞男</td><td>4</td></tr><tr><td>日本共産党</td><td>千田美津子</td><td>4</td></tr><tr><td>公明党</td><td>阿部加代子</td><td>2</td></tr><tr><td>無会派</td><td></td><td>2</td></tr></table> (3) 平成26年～平成30年 <table><tr><th>会派名</th><th>代表者</th><th>人数</th></tr><tr><td>奥和会</td><td>渡辺 忠</td><td>9</td></tr><tr><td>市民クラブ</td><td>千葉 悟郎</td><td>5</td></tr><tr><td>日本共産党</td><td>千田美津子</td><td>5</td></tr><tr><td>新世会</td><td>菊池 利美</td><td>3</td></tr><tr><td>公明党</td><td>阿部加代子</td><td>2</td></tr><tr><td>無会派</td><td></td><td>4</td></tr></table> (4) 平成30年～現在 <table><tr><th>会派名</th><th>代表者</th><th>人数</th></tr><tr><td>奥和会</td><td>渡辺 忠</td><td>8</td></tr><tr><td>奥州みらい</td><td>小野寺 重</td><td>6</td></tr><tr><td>新奥会</td><td>小野 優</td><td>5</td></tr><tr><td>日本共産党</td><td>菅原 明</td><td>5</td></tr><tr><td>公明党</td><td>阿部加代子</td><td>2</td></tr><tr><td>無会派</td><td></td><td>2</td></tr></table>	会派名	代表者	人数	奥州創政会	高橋 勝司	20	政凛会	新田 久治	8	日本共産党	及川 善男	5	市民クラブ	佐藤 建樹	5	無会派		3	会派名	代表者	人数	創政会	佐藤 克夫	11	爽志会	及川 梅男	6	市民クラブ	千葉 悟郎	5	政凛会	高橋 瑞男	4	日本共産党	千田美津子	4	公明党	阿部加代子	2	無会派		2	会派名	代表者	人数	奥和会	渡辺 忠	9	市民クラブ	千葉 悟郎	5	日本共産党	千田美津子	5	新世会	菊池 利美	3	公明党	阿部加代子	2	無会派		4	会派名	代表者	人数	奥和会	渡辺 忠	8	奥州みらい	小野寺 重	6	新奥会	小野 優	5	日本共産党	菅原 明	5	公明党	阿部加代子	2	無会派		2
会派名	代表者	人数																																																																																			
奥州創政会	高橋 勝司	20																																																																																			
政凛会	新田 久治	8																																																																																			
日本共産党	及川 善男	5																																																																																			
市民クラブ	佐藤 建樹	5																																																																																			
無会派		3																																																																																			
会派名	代表者	人数																																																																																			
創政会	佐藤 克夫	11																																																																																			
爽志会	及川 梅男	6																																																																																			
市民クラブ	千葉 悟郎	5																																																																																			
政凛会	高橋 瑞男	4																																																																																			
日本共産党	千田美津子	4																																																																																			
公明党	阿部加代子	2																																																																																			
無会派		2																																																																																			
会派名	代表者	人数																																																																																			
奥和会	渡辺 忠	9																																																																																			
市民クラブ	千葉 悟郎	5																																																																																			
日本共産党	千田美津子	5																																																																																			
新世会	菊池 利美	3																																																																																			
公明党	阿部加代子	2																																																																																			
無会派		4																																																																																			
会派名	代表者	人数																																																																																			
奥和会	渡辺 忠	8																																																																																			
奥州みらい	小野寺 重	6																																																																																			
新奥会	小野 優	5																																																																																			
日本共産党	菅原 明	5																																																																																			
公明党	阿部加代子	2																																																																																			
無会派		2																																																																																			

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第4条
検証年月日	R2.9.8

検証項目	会派
------	----

(2/2)

関係例規	○奥州市議会会派に関する規程							
段階評価 (CHECK)	—	各会派 の評価	奥和会	みらい	共産党	新奥会	公明党	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	取組項目ではないため、段階評価はしない。							
管理評価 (CHECK)	4	各会派 の評価	奥和会	みらい	共産党	新奥会	公明党	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	不足なく規定されており、見直しは不要である。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要 な取組	本条文では、会派の結成、構成等が規定されているのみで、会派が取り組むべき事項については何ら明示されていないため、今後の会派における議会活動の在り方としてどうあるべきかを検討していく。							
行動計画 (ACTION)	取組項目ではないため、行動計画は省略する。							
先進事例	滝沢市	【条文】会派のほかに「議員連盟」の結成について規定している。 詳細は以下を参照。						
	那須塩原市	【条文】会派は、議員の活動を支援するとともに審議能力の向上のために調査研究を行い、政策立案及び政策提言に努めるものとする。						
	横浜市	【条文】会派は、政策立案等に関し、必要に応じて、会派（会派に所属しない議員を含む。）間で調整を行い、少数意見に配慮する等、合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。						
参考事項	○滝沢市議会基本条例 （議員連盟） 第21条 議員は、特定の政策や課題について調査研究を行うことに賛同する議員が共同して調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。 2 議員連盟の調査研究は、議員個人でこれを行う場合に比べ、広範にわたり、かつ、効率的に行われるとともに、特定の政策や課題に関する議員間の共通の認識が深められるように努めるものとする。 3 議員連盟は、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するように努めるものとする。 4 議員連盟に関し必要な事項は、別に定める。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第5条第1項
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	議会運営の原則等〔政策決定、監視・評価〕
------	----------------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第5条 議会は、市の基本的な政策決定並びに市長等（市長その他の市の執行機関をいう。以下同じ。）の事務の執行等の監視及び評価を適切に行えるよう、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、公開を原則とする。 3 議会は、市民の傍聴意欲を高めるよう努めなければならない。
検 証 内 容	議会は、市の基本的政策決定、事務執行の監視・評価を適切に行うための円滑で効率的な運営ができていますか。
取 組 実 績 (DO)	市の基本的政策決定や市長等の事務執行に対する監視・評価は本会議において審議されることとなるが、是々非々の議論が行われた結果、議案の修正、否決、撤回、100条調査とした事例は、以下のとおりである。 (1) 議案の修正 ➤ 平成21年第3回定例会議案第2号〔奥州市住民投票条例の制定〕 ➤ 平成26年第4回定例会議案第38号〔一般会計補正予算の組織再編経費〕 (2) 議案の否決（議決不要、不同意含む） ➤ 平成22年第1回臨時会議案第4号〔副市長の選任同意議決〕 ➤ 平成24年第1回定例会議案第1号〔奥州市総合計画基本構想に関し承認を求める議決〕 ➤ 平成27年第2回定例会議案第31号～第33号〔地域自治区の設置期間の満了に伴う関係条例の整備に関する条例の制定ほか〕 ➤ 平成28年第1回定例会議案第1号〔地域自治区の設置期間を変更する条例の制定〕 ➤ 平成29年第1回定例会議案第1号〔奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正〕 (3) 議案の撤回 ➤ 平成19年第1回定例会議案第1号〔奥州市副市長定数条例の制定〕 ➤ 平成24年第1回定例会議案計26件〔議案第1号、奥州市総合計画基本構想に関し承認を求める議案否決関連〕 ➤ 平成26年第1回定例会議案第29号〔国保特会予算の江刺5診療所の運営に係る経費〕 ➤ 平成26年第3回定例会議案第6号〔奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正〕 ➤ 平成27年第2回臨時会議案第1号〔一般会計補正予算の奥州万年の森盛り土運搬経費〕 ➤ 平成27年第4階定例会議案第36号〔奥州市市営住宅の指定管理者議決〕 ➤ 平成30年第1回定例会議案第17号〔大岳高齢者生きがいセンター条例の廃止〕 ➤ 令和元年第2回定例会議案第23号・第25号〔一般会計補正予算の庁舎喫煙所設置・プレミアム付商品券経費〕 (4) 100条調査 ➤ 平成27年第3回定例会議案第20号〔奥州万年の森における太陽光発電事業に関する調査決議案・同調査特別委員会設置〕 ➤ 平成29年第1回臨時会上記調査特別委員会委員長報告〔不適正な事務処理で市に損害を与え、市長の責任は重大と指摘した報告を全会一致で可決〕

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第5条第1項
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	議会運営の原則等〔政策決定、監視・評価〕
------	----------------------

(2/2)

関係例規	○地方自治法第96条・第98条・第100条第1号〔議会の議決事件・検査権・調査権〕 ○奥州市議会の議決に付すべき事件を定める条例							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 A	新奥会 B	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	定例会、常任委員会等を通じて基本的な政策の決定、事務執行の監視、評価がなされ、議会の運営も適正に行われているものの、判断材料となる当局の資料提出やこれら議会活動の周知が不十分である。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 4	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	議会活動を市民に十分説明する取組みが必要である。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要な 取組	議会の政策決定、監視・評価に必要な資料は当局へ提出を要請するほか、これらの議会活動が適正に行われているか自体を評価するシステムの構築も場合によっては検討する。							
行動計画 (ACTION)	議会活動を第三者から評価するシステムを検討する。							
先進事例	会津若松市	【条文】議会は、本会議における審議、議決等を通じて市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。						
	茅ヶ崎市	【取組】決算事業評価：市議会からの提案で始まった取組みで、平成21年第3回市議会定例会（H20決算審査）から毎年実施。市の決算審査を行う中で、決算額だけでなく、事業の成果についても市議会が審査・評価を行い、評価結果を翌年度の予算審査にも活用することで、効率的・効果的な行政運営に資することが目的。当局に事業内容の質疑を行った後、議員同士での議論・意見交換を行い、市議会として評価をまとめている。						
参考事項	○地方自治法 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 （1）条例を設け又は改廃すること。 （2）予算を定めること。（以下略） 第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（中略）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長（中略）の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。 2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（中略）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。（以下略） 第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（中略）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。（以下略） ○奥州市議会の議決に付すべき事件を定める条例 地方自治法第96条第2項の規定に基づき、奥州市議会の議決に付すべき事件を次のとおり定める。 （1）総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本構想の承認に関すること。 （2）定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止に関すること並びに定住自立圏形成方針の策定、変更及び廃止に関すること。 （3）都市宣言の制定及び改廃に関すること。 （4）姉妹都市の提携に関すること。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第5条第2項・第3項
検証年月日	R2. 7. 3

検証項目	議会運営の原則等〔委員会公開、傍聴環境整備〕
------	------------------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第5条 議会は、市の基本的な政策決定並びに市長等（市長その他の市の執行機関をいう。以下同じ。）の事務の執行等の監視及び評価を適切に行えるよう、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、公開を原則とする。 3 議会は、市民の傍聴意欲を高めるよう努めなければならない。
検証内容	① 議会は、委員会を原則として公開していますか。 ② 議会は、市民の傍聴意欲を高める努力をしていますか。
取組実績 (DO)	(1) 委員会等の公開 ① 公開に関する規定 標準委員会条例において、委員会の会議は制限公開制であり、議員以外の者の傍聴について委員長長の許可制を採っている。当市議会でも、かつては同様の取扱いとしていたが、議会基本条例の施行に伴い、平成21年11月1日より委員長長の許可がなくともこれを公開している。 また、協議又は調整を行う場として設置された議会全員協議会、議会広報委員会及び議会改革検討委員会においても、それぞれの規程の中で会議の原則公開について規定している。 ② 報道の自由及び会議録 上記会議は、当然のことながら全て報道関係者にも公開しており、報道の自由を確保しているほか、会議録については、本会議が当初から、予算・決算審査特別委員会及び議会全員協議会が令和元年度から全てホームページ上で公開している。併せて、会議に係る資料も同様の取扱いとしている。 なお、令和2年度からは、常任委員会及び新市立病院建設調査特別委員会の審査、所管事務調査等についても、会議録及び関係資料を公開する準備を進めている。 (2) 市民の傍聴意欲の確保 ① 会議の周知 市民が本会議、委員会その他の会議を傍聴する場合、その日程、内容等が事前に周知される必要があるが、本会議については、市議会だよりにて次回定例会の開会予定日を、ホームページ及びSNSにて議会運営委員会決定後の会期日程及び内容をそれぞれお知らせしている。 なお、委員会のほか、全員協議会等その他の会議については、今年度から委員等への開催案内後にホームページにて日程及び内容のお知らせを開始した。 ② 傍聴意欲の確保 上記(1)の会議録の公開や上記①の会議周知のほか、当初から実施している議会中継について、平成30年度から新議会中継システムを導入することにより、それまでのパソコン、ケーブルテレビに加え、スマートフォンやタブレットでもライブ中継を視聴できるようになった。また、録画映像もホームページ上で配信しており、いつでも、どこでも議会中継を視聴できるほか、今年からはリニューアルした市議会だよりへのQRコード掲載により、これらホームページ上に容易にアクセスできるようになった。 これらを通じ、議会を市民に身近な環境に置きつつ、傍聴意欲を高める取組みをしている。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第5条第2項・第3項
検証年月日	R2.7.3

検証項目	議会運営の原則等〔委員会公開、傍聴環境整備〕
------	------------------------

(2/2)

関係例規	○地方自治法第115条第1号〔議事の公開の原則〕 ○奥州市議会基本条例第2条、第11条～第13条〔開かれた議会、市民との関係（情報公開と説明責任）、議会広報の充実、市民懇談会〕 ○奥州市議会委員会条例第19条〔会議の公開〕 ○奥州市議会全員協議会規程第5条〔会議の公開〕 ○奥州市議会広報発行規程第8条〔委員会の公開〕 ○議会改革検討委員会規程第7条〔委員会の公開〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 A	新奥会 B	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	委員会は原則公開としており、市民参加を促すため、市議会だより、ホームページ、SNS等で傍聴を広く呼びかけているものの、委員会等の開催日程、内容等を積極的に周知してこなかったことなどもあり、傍聴者は総じて少ない状況にある。また、傍聴に来られない市民への補完手段としての録画配信は、本会議と予算・決算審査特別委員会のみにとどまっている。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 4	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	市民が議会に参加できる貴重な手段でもあることから、会議に係る日程や内容を積極的に周知していく取り組みが必要である。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要 な取組	会議の日程や内容について、市民に事前周知する方途を増やし、会議後においても議事録や資料を公開する委員会を増やすほか、委員会等の映像もネット配信することでコンテンツを増やし、市民への説明責任を果たす。また、子どもや障がい者に配慮した傍聴環境の整備も検討していく。							
行動計画 (ACTION)	・ 委員会のYouTube配信を行う。 ・ ホームページ上での議事録、資料、記録映像等のコンテンツを増やす。 ・ 子どもや障がい者に配慮した傍聴環境の在り方を検討する。							
先進事例	滝沢市	【条文】 議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。						
	北上市	【条文】 議会は、議案等に対する議員の賛否者の氏名を市民に公表するものとする。						
	那須塩原市	【取組】 市メール配信サービス（みるメール）にて、登録者にパソコンやスマホ等に議会イベント情報を発信している。						
参考事項	○奥州市議会委員会条例 （会議の公開） 第19条 委員会は、これを公開する。ただし、委員長は、傍聴人の数の制限その他必要と認める制限をすることができる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。 ○標準委員会条例 （傍聴の取扱） 第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第6条第1項
検証年月日	R2. 9. 18

検証項目	委員会の活動〔分かりやすい議論〕
------	------------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第6条 議会は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 2 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、第三者の専門的識見の活用を図るものとする。
検 証 内 容	議会は、委員会において情報を公開し、市民に分かりやすい議論を行っていますか。
取 組 実 績 (DO)	1 委員会等の公開 標準委員会条例において、委員会の会議は制限公開制であり、議員以外の者の傍聴について委員長の許可制を採っている。当市議会でも、かつては同様の取扱いとしていたが、議会基本条例の施行に伴い、平成21年11月1日より委員長の許可がなくともこれを公開している。 また、協議又は調整を行う場として設置された議会全員協議会、議会広報委員会及び議会改革検討委員会においても、それぞれの規程の中で会議の原則公開について規定している。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第6条第1項
検証年月日	R2.9.18

検証項目	委員会の活動〔分かりやすい議論〕
------	------------------

(2/2)

関係例規	○奥州市議会基本条例第5条第2項〔委員会の公開〕 ○奥州市議会委員会条例第19条〔会議の公開〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 B	新奥会 B	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	委員会は原則公開としているが、委員会の開催日程、内容等を積極的に周知してこなかったことなどもあり、傍聴者は総じて少ない状況にあり、傍聴に来られない市民への補完手段としての録画配信は、本会議と予算・決算審査特別委員会のみにとどまっている。また、委員会資料や会議録の公開も始めたばかりである。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 3	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	「分かりやすい議論」という表記が具体性に欠けるため、条文の意図するところが分かりにくくなっているため、この条文の示す方向性を検討する必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要な取組	委員会における分かりやすい議論とは何かを示し、資料・議事録の公開、中継等を通じて議論の中身が市民に理解できるような仕組みづくりに取り組む。							
行動計画 (ACTION)	・ 委員会のYouTube配信を行う。 ・ ホームページ上での議事録、資料、記録映像等のコンテンツを増やす。							
先進事例	芽室町	【条文】審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。						
	滝沢市	【条文】審査の経過等を説明するため、市民との懇談を行うことを求めている。詳細は以下を参照。						
	守谷市	【条文】議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点や争点を明らかにし、市民に分かりやすく効率的に行うものとする。						
参考事項	○滝沢市議会基本条例 （委員会の活動） 第18条 議会は、委員会の開催に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うものとする。 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、報告に当たっては、論点、争点等を明確にし、責任を持って質疑に対する答弁を行うものとする。 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第6条第2項
検証年月日	R2. 9. 8

検証項目	委員会の活動〔専門的識見の活用〕
------	------------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第6条 議会は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 2 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、第三者の専門的識見の活用を図るものとする。																																																																																																																		
検証内容	議会は、委員会において参考人制度や公聴会制度を活用していますか。																																																																																																																		
取組実績 (DO)	1 委員会における参考人制度等の活用 当議会では、現在までに以下の参考人制度等の活用事例がある。 <table> <tr> <th>年月</th><th>委員会名</th><th>内容</th><th>人数</th></tr> <tr> <td>H19. 9</td><td>教育民生常任委員会</td><td>臭気被害対策の抜本的改善策の請願</td><td>1</td></tr> <tr> <td>H20. 2</td><td>一部事務組合の統合に関する調査特別委員会</td><td>一部事務組合の組織の実情</td><td>5</td></tr> <tr> <td>H21. 6</td><td>競馬事業調査特別委員会</td><td>岩手競馬の現状</td><td>3</td></tr> <tr> <td>H21. 9</td><td>〃</td><td>〃</td><td>3</td></tr> <tr> <td>H21. 12</td><td>〃</td><td>〃</td><td>3</td></tr> <tr> <td>H22. 9</td><td>〃</td><td>〃</td><td>4</td></tr> <tr> <td>H23. 6</td><td>〃</td><td>平成23年度の岩手競馬の開催</td><td>5</td></tr> <tr> <td>H23. 12</td><td>〃</td><td>厩舎経営の現状と今後の見通し</td><td>5</td></tr> <tr> <td>H24. 6</td><td>〃</td><td>平成24年度岩手競馬の事業計画</td><td>4</td></tr> <tr> <td>H24. 12</td><td>〃</td><td>平成23年度の決算</td><td>4</td></tr> <tr> <td>H25. 2</td><td>総務常任委員会</td><td>広報紙、議会だよりの改革についての請願</td><td>5</td></tr> <tr> <td>H25. 6</td><td>競馬事業～</td><td>平成25年度岩手競馬事業計画等</td><td>4</td></tr> <tr> <td>H25. 9</td><td>市立病院・診療所改革プラン調査特別委員会</td><td>奥州市医療改革プランの策定にあたっての請願</td><td>4</td></tr> <tr> <td>H25. 12</td><td>競馬事業～</td><td>平成24年度の決算等</td><td>4</td></tr> <tr> <td>H27. 2</td><td>地域医療調査特別委員会</td><td>岩手県保健医療計画の概要と進捗状況等</td><td>2</td></tr> <tr> <td>H27. 6</td><td>ILC誘致及び国際科学技術研究圏域調査特別委員会</td><td>ILC誘致に係る奥州市国際交流協会の活動状況等</td><td>1</td></tr> <tr> <td>H27. 7</td><td>地域医療調査～</td><td>江刺区内の診療所運営の現状と課題等</td><td>5</td></tr> <tr> <td>〃</td><td>〃</td><td>県立胆沢病院の現状と課題等</td><td>1</td></tr> <tr> <td>H27. 12</td><td>ILC誘致～</td><td>ILC誘致に係る最近の情勢等</td><td>1</td></tr> <tr> <td>H28. 5</td><td>奥州万年の森における太陽光発電事業に関する調査特別委員会</td><td>証人喚問</td><td>4</td></tr> <tr> <td>H28. 6</td><td>〃</td><td>〃</td><td>2</td></tr> <tr> <td>H28. 9</td><td>ILC誘致～</td><td>ILC建設計画に向けた岩手県の戦略</td><td>1</td></tr> <tr> <td>H28. 11</td><td>奥州万年の森～</td><td>参考人聴取</td><td>3</td></tr> <tr> <td>H29. 2</td><td>ILC誘致～</td><td>ILCサポート委員会との懇話会</td><td>2</td></tr> <tr> <td>H29. 6</td><td>〃</td><td>ILC誘致に向けた地域の国際化等の現状確認等</td><td>1</td></tr> <tr> <td>H29. 9</td><td>〃</td><td>ILCの海外での情勢について</td><td>2</td></tr> <tr> <td>H29. 12</td><td>新市立病院建設調査特別委員会</td><td>胆江二次医療圏における民間医療施設、県立2病院及び新市立病院との連携や機能分担のあり方等</td><td>6</td></tr> </table>			年月	委員会名	内容	人数	H19. 9	教育民生常任委員会	臭気被害対策の抜本的改善策の請願	1	H20. 2	一部事務組合の統合に関する調査特別委員会	一部事務組合の組織の実情	5	H21. 6	競馬事業調査特別委員会	岩手競馬の現状	3	H21. 9	〃	〃	3	H21. 12	〃	〃	3	H22. 9	〃	〃	4	H23. 6	〃	平成23年度の岩手競馬の開催	5	H23. 12	〃	厩舎経営の現状と今後の見通し	5	H24. 6	〃	平成24年度岩手競馬の事業計画	4	H24. 12	〃	平成23年度の決算	4	H25. 2	総務常任委員会	広報紙、議会だよりの改革についての請願	5	H25. 6	競馬事業～	平成25年度岩手競馬事業計画等	4	H25. 9	市立病院・診療所改革プラン調査特別委員会	奥州市医療改革プランの策定にあたっての請願	4	H25. 12	競馬事業～	平成24年度の決算等	4	H27. 2	地域医療調査特別委員会	岩手県保健医療計画の概要と進捗状況等	2	H27. 6	ILC誘致及び国際科学技術研究圏域調査特別委員会	ILC誘致に係る奥州市国際交流協会の活動状況等	1	H27. 7	地域医療調査～	江刺区内の診療所運営の現状と課題等	5	〃	〃	県立胆沢病院の現状と課題等	1	H27. 12	ILC誘致～	ILC誘致に係る最近の情勢等	1	H28. 5	奥州万年の森における太陽光発電事業に関する調査特別委員会	証人喚問	4	H28. 6	〃	〃	2	H28. 9	ILC誘致～	ILC建設計画に向けた岩手県の戦略	1	H28. 11	奥州万年の森～	参考人聴取	3	H29. 2	ILC誘致～	ILCサポート委員会との懇話会	2	H29. 6	〃	ILC誘致に向けた地域の国際化等の現状確認等	1	H29. 9	〃	ILCの海外での情勢について	2	H29. 12	新市立病院建設調査特別委員会	胆江二次医療圏における民間医療施設、県立2病院及び新市立病院との連携や機能分担のあり方等	6
年月	委員会名	内容	人数																																																																																																																
H19. 9	教育民生常任委員会	臭気被害対策の抜本的改善策の請願	1																																																																																																																
H20. 2	一部事務組合の統合に関する調査特別委員会	一部事務組合の組織の実情	5																																																																																																																
H21. 6	競馬事業調査特別委員会	岩手競馬の現状	3																																																																																																																
H21. 9	〃	〃	3																																																																																																																
H21. 12	〃	〃	3																																																																																																																
H22. 9	〃	〃	4																																																																																																																
H23. 6	〃	平成23年度の岩手競馬の開催	5																																																																																																																
H23. 12	〃	厩舎経営の現状と今後の見通し	5																																																																																																																
H24. 6	〃	平成24年度岩手競馬の事業計画	4																																																																																																																
H24. 12	〃	平成23年度の決算	4																																																																																																																
H25. 2	総務常任委員会	広報紙、議会だよりの改革についての請願	5																																																																																																																
H25. 6	競馬事業～	平成25年度岩手競馬事業計画等	4																																																																																																																
H25. 9	市立病院・診療所改革プラン調査特別委員会	奥州市医療改革プランの策定にあたっての請願	4																																																																																																																
H25. 12	競馬事業～	平成24年度の決算等	4																																																																																																																
H27. 2	地域医療調査特別委員会	岩手県保健医療計画の概要と進捗状況等	2																																																																																																																
H27. 6	ILC誘致及び国際科学技術研究圏域調査特別委員会	ILC誘致に係る奥州市国際交流協会の活動状況等	1																																																																																																																
H27. 7	地域医療調査～	江刺区内の診療所運営の現状と課題等	5																																																																																																																
〃	〃	県立胆沢病院の現状と課題等	1																																																																																																																
H27. 12	ILC誘致～	ILC誘致に係る最近の情勢等	1																																																																																																																
H28. 5	奥州万年の森における太陽光発電事業に関する調査特別委員会	証人喚問	4																																																																																																																
H28. 6	〃	〃	2																																																																																																																
H28. 9	ILC誘致～	ILC建設計画に向けた岩手県の戦略	1																																																																																																																
H28. 11	奥州万年の森～	参考人聴取	3																																																																																																																
H29. 2	ILC誘致～	ILCサポート委員会との懇話会	2																																																																																																																
H29. 6	〃	ILC誘致に向けた地域の国際化等の現状確認等	1																																																																																																																
H29. 9	〃	ILCの海外での情勢について	2																																																																																																																
H29. 12	新市立病院建設調査特別委員会	胆江二次医療圏における民間医療施設、県立2病院及び新市立病院との連携や機能分担のあり方等	6																																																																																																																

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第6条第2項
検証年月日	R2.9.8

検証項目	委員会の活動〔専門的識見の活用〕
------	------------------

(2/2)

関係例規	○地方自治法第100条第1項～第11項・第100条の2・第109条第5項〔100条調査権・専門的事項に関する調査・公聴会/参考人〕 ○奥州市議会委員会条例第23条～第29条〔公聴会・参考人〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 B	新奥会 B	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	現在までに参考人制度の活用事例はあるが、いずれも当事者を参考人として招致したものであり、本条文で規定している第三者の専門的識見の活用が図られたというものではない。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 3	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	平成18年の地方自治法改正により、専門的事項に関する調査を規定した第100条の2が追加されたことから、この活用に向けた取組みも検討する必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要な取組	委員会における議案、請願等の審査に当たっては、ほとんど当局がわかる範囲での内容説明や休憩時の請願人からの聴取にとどまり、公聴会や参考人の制度はもとより、第三者からの専門的な意見や調査報告を求めることがなかったため、必要な審査がしっかり行われるよう取り組む。							
行動計画 (ACTION)	委員会における審査、所管事務調査等において有識者の活用を検討する。							
先進事例	四日市市	【条文】議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、討議に反映させるよう努めるものとする。						
	大津市	【条文】議会は、議会活動に関し審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を置くことができる。 2 議会は、市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。						
	那須塩原市	【取組】参考人・公聴会制度活用ガイドライン等を作成と各常任委員会で年1回は制度を活用することを目標に掲げている。						
参考事項	○地方自治法 〔専門的事項に関する調査〕 第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。 〔公聴会・参考人〕 第109条第5項 第115条の2の規定は、委員会について準用する。 第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第7条
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	市長等との関係〔緊張関係、政策立案・提言〕
------	-----------------------

(1 / 4)

条 文 (PLAN)	第7条 議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。
検 証 内 容	① 議会は、市長等との関係において常に緊張感のある関係が保持できていますか。 ② 議会は、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むことができましたか。
取 組 実 績 (DO)	把握した市民の意見、要望等をもとに、以下の政策立案、政策提言等を行った。 (1) 政策立案 ① 奥州市議会基本条例 地方分権時代にふさわしい議会の在り方を明らかにするとともに、さらなる議会の活性化を図り、奥州市の豊かなまちづくりを実現することを目的として制定された。 平成19年8月に市政調査会に「議会基本条例検討部会」(部会員12名)を設置し、約2年間にわたり検討した。部会では、条例に盛り込む事項の議論、市民、市当局ら関係者との意見交換等を重ね、平成21年6月から7月にかけて開催した市民説明会での意見等を踏まえ、同年9月28日の本会議において、「奥州市議会基本条例」が議員発議で提案、全会一致で可決され、9月に公布、11月1日から施行された。 ② 奥州市子どもの権利に関する条例 全ての子どもがいいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的として制定された。 平成22年度に市政調査会事業に「子どもの権利条例に関する研究調査」を盛り込み、それまで議員有志で活動していた「子育て研究会」のメンバーを中心に「子育て研究部会」(部会員8名)を設置し、約3年間にわたり検討した。部会では、条例に盛り込む事項の議論、市民、市当局ら関係者との意見交換等を重ね、平成23年10月に開催した市民懇談会での意見等を踏まえ、同年12月19日の本会議において、「奥州市子どもの権利に関する条例」が議員発議で提案、全会一致で可決され、平成24年1月に公布、4月1日から施行された。 ③ おうしゅう地産地消わくわく条例 地産地消を推進するための基本理念と関係者の役割を明らかにし、地産地消を通じた農産物等に係る食の安全安心確保、食育の大切さ、地元酒等による乾杯を推進し、農業振興と食文化継承を図り、食と農を基本とした健康で文化的な地域社会の形成に資することを目的として制定された。 平成29年6月に産業経済常任委員会委員と希望する議員で構成する「地産地消推進条例検討委員会」(委員10名)を設置し、約半年にわたり検討した。委員会では、条例に盛り込む事項の議論、市民、市当局ら関係者との意見交換等を重ね、平成29年11月に実施した市民と議員の懇談会における意見交換やパブリックコメント等を踏まえ、同年12月20日の本会議において、「おうしゅう地産地消わくわく条例」が議員発議により提案、全会一致で可決され、平成30年1月に公布、4月1日から施行された。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第7条
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	市長等との関係〔緊張関係、政策立案・提言〕
------	-----------------------

(2 / 4)

取組実績 (D O)	(2) 政策提言等 ① 公共交通施策に関する政策提言書〔総務常任委員会〕 公共交通を住民自らのこととして捉え、自立的なバス運行の積極的な導入など、地域で支え合う生活交通の基盤づくりを進め、地域社会の活力の維持・向上につなげるため、令和元年6月26日の本会議に以下の提言を政策決議提案した。 〔提言1〕 都市計画等と一体なった総合的公共交通ネットワークを構築すること。 〔提言2〕 地域拠点と都市を結ぶ拠点間交通構築すること。 〔提言3〕 地域の特性や実態、利用者ニーズに応じた地区内交通を構築すること。 ② 交通安全対策に関する政策提言書〔建設環境常任委員会〕 急速な高齢化社会の到来で、高齢者の交通事故が増加していることから、高齢ドライバーの事故防止対策、歩行者保護対策、交通安全意識の向上について、具体的かつ積極的に施策を進めていくため、令和元年9月26日の本会議に以下の提言を政策決議提案した。 〔提言1〕 高齢ドライバー対策として、高齢ドライバーに対する運転技術の講習と自動車安全技術の導入を推進するほか、運転免許証の自主返納者に対する交通手段の確保対策を講じること。 〔提言2〕 歩行者保護対策として、横断歩道における歩行者保護対策と幼児、児童生徒の活動エリアの道路設備の交通安全対策を推進し、高齢者への交通事故防止の啓発活動を実施すること。 〔提言3〕 交通安全意識の向上策として、地域が一丸となって交通事故防止に取り組み、ドライバー等が法令遵守するための環境を整備するとともに、交通安全の指導體制の充実を図ること。 ③ 農業振興及び地域6次産業化の推進に関する政策提言書〔産業経済常任委員会〕 農業が重要な基幹産業である本市にとって、農業を取り巻く情勢は厳しく、先行きも不透明であり、市農業振興ビジョンに基づいた施策の展開の継続と地域6次産業化の本来の目的である農家所得の向上につながる施策の充実や支援体制の強化のため、令和元年12月16日の本会議に以下の提言を政策決議提案した。 〔提言1〕 農業振興の継続性を確保し、その取組みの恒常化を図る観点から、農業振興推進に係る指針の策定を条例で義務化するとともに、農業振興に関する基本条例の制定を検討すること。 〔提言2〕 地域6次産業化のための施策を総合的かつ計画的に推進し、農家所得の向上を図る観点から、その実現に向けた真に実効性のある施策の推進プランを策定すること。 〔提言3〕 地域6次産業化の取組みを拡大し、推進していくためには、その主体となる農業者への支援が特に重要であるとの観点から、農業者のニーズに沿った支援環境の整備・充実を図ること。
-----------------	--

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第7条
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	市長等との関係〔緊張関係、政策立案・提言〕
------	-----------------------

(3/4)

取組実績 (D O)	④ 障がい者を理由とする差別の解消に関する政策検討報告書〔教育厚生常任委員会〕 人口減少や少子高齢化が進み、地域の担い手が減少しているが、持続可能な社会を構築していくためには、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に地域づくりに参画することが重要であることから、令和2年3月12日の本会議に以下の政策検討を報告した。 〔政策1〕 障がい者に対する偏見等の問題に関する声が複数寄せられていることから、なお一層の差別解消に向けた取組みが必要である。 〔政策2〕 差別解消に関する政策として、①差別的行為を分野ごとに明らかにし、これを禁止すること、②事業者に対し、障がい者の権利利益を侵害しないよう、配慮を義務付けること、③差別による紛争を解決するため、不当な差別を行った個人・法人に対し勧告を実施すること、④勧告を受け、従わない場合、公表することを盛り込んだ市独自の条例を制定する必要がある。 〔政策3〕 今後、市独自の条例制定を進める際、①差別に関する意識調査・実態調査の実施、②制裁的措置の取扱いについての慎重な判断、③県条例と重複する事項についての調整が必要ある。 〔政策4〕 その他障がい者に関する課題として、就労支援、バリアフリー化、コミュニケーション環境の改善等が挙げられること。
---------------	---

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第7条
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	市長等との関係〔緊張関係、政策立案・提言〕
------	-----------------------

(4 / 4)

関係例規	○地方自治法第112条〔議員の議案提出権〕 ○奥州市議会基本条例第3条第2号〔政策立案、政策提言等〕							
段階評価 (CHECK)	A	各会派 の評価	奥和会 A	みらい A	共産党 A	新奥会 A	公明党 A	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	議会は、市長等と常に是々非々の立場で取り組んでいる。また、今までに3件の条例を政策立案し、政策提言3件、政策検討報告書1件を提出しているほか、毎回議員の8割が行う一般質問や施政方針に対する質問等においても、市長等に対して提言を行っている。							
管理評価 (CHECK)	4	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 4	共産党 4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	引き続き、政策の立案と提言を行っていく。							
条文改正	■不要 □必要（内容：							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第8条第1項
検証年月日	R2. 9. 18

検証項目	質疑応答の方法〔一問一答〕
------	---------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第8条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。 2 議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 3 議会は、市長等が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。
検 証 内 容	一般質問は、一問一答方式で行われ、論点や争点は明確になっていますか。
取 組 実 績 (DO)	1 一問一答方式の導入 当初、一般質問は一括質問一括回答で行われていたが、平成21年11月1日の議会基本条例施行に伴い、直後に開会した平成21年第4回定例会（12月定例会）から一問一答方式が導入され、現在に至っている。 【参考】奥州市議会基本条例施行に伴う具体的要領等 1 一般質問における一問一答の仕方 (1) 導入の目的 一般質問においては、議論の論点及び争点の明確化を目的に一問一答方式を導入し、質問項目毎に質問及び答弁を行う。 (2) 議場の配置 一般質問は、質問席（現行の4番席）を設け、対面式により行う。 (3) 具体的方法 ① 一般質問は、自席において議長の許可を得てから、質問席に移動し、まず市章に向かって一礼を行う。次に議員席、傍聴席に向かって一礼を行ってから質問を始める。 ② 質問は項目毎に行う。ただし、最初は通告した全項目を述べる。（質問項目：一般質問通告書の「質問の件名」の欄） ③ 最初の質問は質問席で、再質問は質問席の右側の席で行い、答弁は着座して聞く。 ④ 最初の答弁は演壇で、再質問の答弁は自席で行う。 ⑤ 質問項目が2つ以上ある場合は、上記③、④を繰り返す。 ⑥ 一つの項目が終わり、次の項目に移った後は、元の項目には戻れない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。 ⑦ 質問が終了した後は、市章に向かって一礼を行い、自席に戻る。 ⑧ 時間制限は行わないが、会議規則第9条の規定により、「会議時間は、午前10時から午後5時までとする。」及び議会運営等申合せ事項No. 3により、「一般質問は、一日5人までとする。」を考慮し、質問を行うものとする。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第8条第1項
検証年月日	R2. 9. 18

検証項目	質疑応答の方法〔一問一答〕
------	---------------

(2 / 2)

関係例規	○奥州市議会運営要領第78〔質問席〕 ○奥州市議会申合せ事項No. 27・補足資料〔一問一答の仕方〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい A	共産党 B	新奥会 B	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	議会基本条例施行後の一般質問から一問一答方式で行い、論点や争点を明確にするよう努めているものの、質問方式の理解不足やテーマの重複、論点や争点が明確になっていないものが見受けられる。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 3	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	再度、一般質問の在り方と一問一答方式の仕方について共通認識を図る必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要 な取組 (ACTION)	効果的な一般質問の在り方について研さんを積み、その質を高めるとともに、一般質問の申合せ事項等のルールについて再度確認し、併せて項目が重複しないよう会派内等で調整を図る。							
行動計画 (ACTION)	・ 議員個々が論点や争点を明確にした質問となるよう事前の準備をしっかり行う。 ・ 会派内での質問重複を避けるよう調整をする。							
先進事例	芽室町	【条文】議員は、一般質問等に当たっては目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく討議による政策論争を展開します。						
	三重県	【条文】議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。						
	那須塩原市	【取組】一問一答で行われた質問や議論を聞いた傍聴者等の意見を把握する仕組みとして、アンケートでの市民意見を行うことを目標に掲げている。						
参考事項	○奥州市議会運営要領 第78 一般質問及び緊急質問は、質問席で行う。 ○奥州市議会申合せ事項No. 27 ① 一般質問は、自席において議長の許可を得てから、質問席に移動し、まず市章に向かって一礼を行う。次に議員席、傍聴席に向かって一礼を行ってから質問を始める。 ② 質問は項目毎に行う。ただし、最初は通告した全項目を述べる。 ③ 最初の質問は質問席で、再質問は質問席の右側の席で行い、答弁は着座して聞く。 ④ 最初の答弁は演壇で、再質問の答弁は自席で行う。 ⑤ 質問項目が2つ以上ある場合は、上記③、④を繰り返す。 ⑥ 一の項目が終わり、次の項目に移った後は、元の項目には戻れない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。 ⑦ 質問が終わった後は、市章に向かって一礼を行い、次に議員席、傍聴席に向かって一礼を行ってから自席に戻る。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第8条第2項
検証年月日	R2.9.18

検証項目	質疑応答の方法〔趣旨確認〕
------	---------------

(1/2)

条 文 (PLAN)	第8条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。 2 議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 3 議会、市長等が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。
検 証 内 容	市長等は、質問の趣旨を確認するための発言を活用していますか。
取 組 実 績 (DO)	1 趣旨確認の導入 平成21年11月1日の議会基本条例施行に当たり、議会から当局への質問に対し執行部側が聞き返すことができる反問権ではなく、当局が質問の趣旨だけを確認できる趣旨確認を導入している。しかし、現在までに執行部側が正式な要領に則った趣旨確認を利用した実績はなく、答弁の中で質問の意図を確認しているのが実態である。 【参考】奥州市議会基本条例施行に伴う具体的要領等 2 質問及び質疑の趣旨の確認 (1) 導入の目的 市長等は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うことができるよう議長の許可を得て、質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 (2) 具体的方法 ① 質問及び質疑の趣旨を確認するための発言の申し出は、質問者の質問、質疑が終わり、説明のための出席者が質問に対する答弁を始める前に、「議長、質問（質疑）の趣旨を確認します。」と挙手をし、議長の許可を受けてから行うものとする。ただし、質問項目毎の最初の質問に対する答弁の前に行うことはできない。 ② 質問者は、趣旨確認の発言に対して誠実に答えなければならない。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第8条第2項
検証年月日	R2.9.18

検証項目	質疑応答の方法〔趣旨確認〕
------	---------------

(2/2)

関係例規	○奥州市議会申合せ事項No. 28・補足資料〔質問質疑の趣旨確認〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい A	共産党 B	新奥会 B	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	現在までに質問や質疑に対する趣旨確認が活用された実績がない。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 3	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	これまで一度も活用された実績がないことから、反問権や反論権の付与も検討する必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要 な取組	議会が二代表制としての機能を果たすためには、議会が討議の場となること が必要であり、議員間での討議はもとより、執行部との討議によってより政策が 充実したものとなることから、議員の質問力の向上を図りつつ、反問権や反論権 の付与の効果を研究し、その是非について検討する。							
行動計画 (ACTION)	・ 執行部による趣旨確認の活用を促す。 ・ 反問権、反論権等の導入を研究し、議会基本条例の改正について検討する。							
先進事例	板橋区	【条文】区長等は、議員又は委員会から提出された条例案に係る争 点を明らかにし、及び議論を深める必要があると認めるときは、議 長の許可を得て、意見を述べることができる。						
	松阪市	【条文】市長に反論権を与えている。詳細は以下を参照。						
	彦根市	【条文】議長は、議員または委員会による条例の提案および議案の 修正の提案に対し、市長その他執行機関の長が反対の意見を述べる 機会を与えることができるものとする。						
参考事項	○奥州市議会申合せ事項No. 28 質問及び質疑の趣旨を確認するための発言の申し出は、質問者の質問、質疑が終わり、説明のための出席者が質問に対する答弁を始める前に、「議長、質問（質疑）の趣旨を確認します。」と挙手をし、議長の許可を受けてから行うものとする。ただし、一般質問において質問項目毎の最初の質問に対する答弁の前に行うことはできない。 ○松阪市議会基本条例 （反問権及び反論権） 第10 条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため反問することができる。 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。 ○松阪市議会反問権及び反論権に関する要綱 （反論権） 第 3 条 市長等は、議員の提案説明等が終了した後に挙手の上、議長又は委員長に反論するための発言を求め、その許可を受けてから行うものとする。 2 議長又は委員長は、市長等から反論の意思を示された場合において、次の各号に掲げる要件に該当していることを確認したときは、これを許可するものとする。 （1）市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対する趣旨又は根拠を確認する場合 （2）市長等が議員又は委員の考え方を確認する場合 （3）市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対して反対の意見又は建設的な意見を述べる場合							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第8条第3項
検証年月日	R2.9.18

検証項目	質疑応答の方法〔議案審議の情報提供〕
------	--------------------

(1/2)

条 文 (PLAN)	第8条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。 2 議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 3 議会は、市長等が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。
検 証 内 容	議会は、市長等に重要な政策において形成過程など必要な説明と情報の提供を求めていますか。
取 組 実 績 (DO)	1 全員協議会での説明 重要な政策等は、全員協議会において執行部からの説明を受けている。また、この全員協議会は、原則として定例会月を除くすべての月で開催されている。 2 議案審議における資料提供 平成21年11月1日の議会基本条例施行に当たり、奥州市議会運営要領において以下の条文を追加し、重要な政策等の必要事項説明を求めている。 第32の2 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点及び情報を整理し、その政策等の理解を深めるため、市長に対し、次に掲げるもののうち必要な事項の説明を行うよう求めるものとする。 (1) 政策等の背景 (2) 検討した他の政策案等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 総合計画における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施に関わる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算 (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第8条第3項
検証年月日	R2.9.18

検証項目	質疑応答の方法〔議案審議の情報提供〕
------	--------------------

(2/2)

関係例規	○奥州市議会運営要領第32条の2〔重要政策等の説明事項〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい A	共産党 B	新奥会 B	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	重要な政策等は全員協議会で説明を受けているほか、議案提出時において補完する資料の提出を受けているものの、十分な情報とは言えない場合がある。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 3	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	重要な政策等については、執行部に対し不足していると思われる情報を積極的に求めていく必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容：）							
行動計画 (ACTION)	議論に必要な情報は、執行部に提供を求める。							
今後必要な 取組	重要な政策等における情報提供が不十分な場合において、具体的な資料を求めるための仕組みを検討する。							
先進事例	栗山町	【条文】議会に政策等を提案するときは、政策等の水準を高めるため、決定過程を説明するよう努めなければならない。詳細は以下を参照。						
	滝沢市	【条文】栗山町の説明項目以外で、市民参加及び協働の実施の有無とその内容を求めている。						
	那須塩原市	【条文】議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。として、「文書質問に関する規程」を定めている。						
参考事項	○栗山町議会基本条例 （町長による政策等の形成過程の説明） 第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。 （1）政策等の発生源 （2）検討した他の政策案等の内容 （3）他の自治体の類似する政策との比較検討 （4）総合計画における根拠又は位置づけ （5）関係ある法令及び条例等 （6）政策等の実施にかかわる財源措置 （7）将来にわたる政策等のコスト計算 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第9条
検証年月日	R2.9.18

検証項目	議員間の討議
------	--------

(1/2)

条 文 (PLAN)	第9条 議会は、本会議等において、議案を審議し、及び審査するときは、議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。
検 証 内 容	① 議会は、本議会において、議員間の自由討議を通じ、議論を尽くした審議ができていますか。 ② 議会は、委員会において、議員間の自由討議を通じ、議論を尽くした審査ができていますか。
取 組 実 績 (DO)	1 議員間討議の実施状況 本会議における議員間討議は、現在まで実施されていない。ただし、委員会においては、議案及び請願の審査の会議次第で自由討議を行うこととしている。 【委員会審査順序の例】 ① 議案・請願の朗読 ② 当局の説明及び委員の質疑 ③ 紹介議員の説明及び質疑 ④ 休憩中の請願者の趣旨説明 ⑤ 自由討議 ⑥ 討論 ⑦ 採決 2 本会議等以外における討議（参考） 本条は、本会議等における議員間討議について規定したものであるが、市政課題を解決するため、市政調査会において平成24年6月に「議員定数・議員報酬」、平成24年12月に「総合支所の在り方」、平成25年6月に「政務活動費の増額」、平成27年5月・平成28年2月に「地域自治区」についての議員間の意見交換会を開催した。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第9条
検証年月日	R2.9.18

検証項目	議員間の討議
------	--------

(2/2)

関係例規	○奥州市議会基本条例第2条第2号〔議会活動の原則・自由討議〕 ○奥州市議会会議規則第52条の2〔自由討議〕 ○議会運営要領第37第21号〔自由討議を求める動議〕 ○奥州市議会申合せ事項No. 29・補足資料〔自由討議について〕							
段階評価 (CHECK)	C	各会派 の評価	奥和会 B	みらい C	共産党 B	新奥会 B	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	本会議では議員間の自由討議は行われておらず、委員会で実施されているのみであり、定例会の会期の制約がある中で、具体的なテーマを設定した討議が困難となっている。また、委員会における自由討議も、意見の主張となりがちで、議員間討議とは言えない場合もある。							
管理評価 (CHECK)	2-3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 3	新奥会 2-3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	本条文は、本会議等における議員相互間の議論を尽くすよう規定しているが、本会議で自由討議ができないのであれば、条例の改正を含めて検討すべきである。							
条文改正	□不要 ■必要（内容：本会議における自由討議の規定の在り方）							
今後必要 な取組	本会議での自由討議を実現するためには、自由討議を行う議案等を議会運営委員会等で協議するほか、自由討議の動議を出せるよう議員の力量を高めていくことも必要である。そのためには、先ず試行的にテーマを定め、徹底した討議を行い、自由討議に慣れていかなければならない。							
行動計画 (ACTION)	議会運営委員会が率先して議会基本条例の改正に関し討議を実施する。なお、実施に当たっては、ワールドカフェ形式での話し合いを採用し、論点の明確化に努める。							
先進事例	栗山町	【条文】当局の本会議等への出席要請を必要最小限にとどめている。詳細は以下を参照。						
	三重県	【条文】議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うとしている。詳細は以下を参照。						
	富山県	【取組】議員同士の討議のため、任意の政策討論委員会を設置し、議事録も公開している。						
参考事項	○栗山町議会基本条例 （自由討議による合意形成） 第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。 ○三重県議会基本条例 （議員間討議） 第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに第13条及び第14条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第10条第1項
検証年月日	R2. 7. 27

検証項目	政務活動費〔適正執行〕
------	-------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第10条 政務活動費は、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、別に条例で定めるところにより適正に執行しなければならない。 2 政務活動費は、その透明性を確保するため、その使途を公開しなければならない。
検 証 内 容	① 議員は、政務活動費を活用した調査研究により、政策立案、政策提言等を行っていますか。 ② 議員は、政務活動費を「奥州市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき適正に執行していますか。
取 組 実 績 (DO)	(1) 適正執行のための手引きの整備 ① 「政務調査費の概要」(H18～H24) 政務調査費の基本的事項と使途可能費目について整備した。 ② 「政務活動費の手引き」(H25～H29) 政務調査費から政務活動費に制度が改正されたことに伴い、政務活動費執行に係る原則等、使途基準、使途基準細目、その他申合せ、手続、様式について整備した。 ③ 「政務活動費の手引き」(H30～現在) ②の内容について、平成30年度からの収支報告書等の公開に合わせ、収支報告書、支出整理表、領収書等添付台紙、共通経費整理表等の様式などを整備した。 (2) 政務活動費の公開状況 ① 平成28年度分まで 個人(会派)ごと、経費目ごとの支出額一覧表のみを市議会だよりに掲載し、支出の明細が記載された収支報告書や領収書は、所定の手続により議会事務局で閲覧できることとしていた。 ② 平成29年度分以降 個人ごと(会派共通経費がある場合は会派ごとも別途)に支出内訳表、領収書、行程表及び視察報告書を添付した収支報告書及び政務活動費一覧のほか、使途基準等を記載した政務活動費の手引きをホームページに掲載しているほか、市議会だよりの関連記事にはQRコードを付し、使途情報へのアクセスを容易にしている。 (3) 政務活動費の情報公開請求の状況 ① 平成23年度分 政務調査費収支報告書のうち2会派調査旅費について(H24. 9. 7公開決定) ② 平成27年度分 政務活動費収支報告書(H28. 10. 20公開決定) ③ 平成30年度分 過去5年分の政務活動費に係る文書(H31. 1. 8公開決定)

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第10条第1項
検証年月日	R2. 7. 27

検証項目	政務活動費〔適正執行〕
------	-------------

(2 / 2)

関係例規	○地方自治法第100条第14項～第16項〔政務活動費〕 ○奥州市議会政務活動費の交付に関する条例 ○奥州市議会政務活動費の交付に関する規則							
段階評価 (CHECK)	A	各会派 の評価	奥和会 S	みらい A	共産党 A	新奥会 S	公明党 A	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	政務活動費で支出した調査研究としては、会派による行政視察、議員による研修会参加などがあるが、これらは、行政視察の議員報告、一般質問等での提言として生かされており、政務活動費も条例に基づき適正に執行されている。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	政策立案、政策提言等にどう生かされたかを説明する仕組みづくりを検討していく必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要な取組	政務活動の結果が議員活動、市政への提言等にどう生かされたかを市民に対して説明する成果物の策定によって、さらに高い透明性を確保し、今後の政務活動費の適正な金額と在り方の議論に資する取組みをする。							
行動計画 (ACTION)	政務活動の結果が議員活動、市政への提言等にどう生かされたかを市民に対して説明できる成果物について検討する。							
先進事例	桐生市	【条文】市民福祉向上のため、政策立案機能の充実について、研修会の開催・参加、委員会視察成果の市長提言、市民の声の政策化のための予算要望について規定している。						
	堺市	【条文】政務活動費は、(中略)証拠書類を公開し、活動成果の報告に務めるなど、適正に取り扱うものとする。						
	大津市	【取組】ミッションロードマップにおいて、公文書管理の在り方、歯と口腔の健康づくり、若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくりに係る政策立案の作業工程を明記し、その実現に取り組んでいる。						
参考事項	○奥州市議会政務活動費の交付に関する条例 第1条(趣旨) 交付に関し必要事項を定めること 第2条(交付対象) 各月1日を基準日とし、議員が対象 第3条(交付額) 1人月額12,000円 第4条(交付方法) 年度一括交付 第5条(使途基準) 充てることができる経費 第6条(収支報告書の提出) 翌年度4月30日までの提出 第7条(返還) 残余额の返還 第8条(収支報告書の保存及び閲覧等) 10年保存と閲覧・交付請求 第9条(透明性の確保) 書類の調査と使途の透明性確保 第10条(委任) 規則委任							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第10条第2項
検証年月日	R2.7.3

検証項目	政務活動費〔使途公開〕
------	-------------

(1/2)

条 文 (PLAN)	第10条 政務活動費は、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、別に条例で定めるところにより適正に執行しなければならない。 2 政務活動費は、その透明性を確保するため、その使途を公開しなければならない。
検 証 内 容	議会は、ホームページ等で政務活動費の使途を公開していますが、十分な透明性を確保できていますか。
取 組 実 績 (DO)	(1) 政務活動費の使途公開に係る経過 ① 制度の変遷 ア 国の制度 ・平成12年：議員立法で調査研究活動に係る「政務調査費」が創設。 ・平成24年：議員修正で会派・議員としての活動のうち、陳情等の活動も加えた「政務活動費」に改正。併せて使途透明性確保も規定。 イ 奥州市議会の制度 ・平成19年度：交付対象を「議員」→「会派又は無会派議員」に改正。 ・平成22年度：交付方法を「年2回交付」→「請求翌月一括交付」に改正。 ・平成26年度：交付対象を「会派又は無会派議員」→「議員」に改正。 ② 制度の概要 地方公共団体は、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付することができる。 ・交付対象：議員又は会派 ・交付対象・額・方法・充当可能範囲：条例で規定する。 ・交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出する。 ・議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める。 ③ 使途公開の取り組み ア 議会改革検討委員会（最終：平成29年12月14日開催） 〔結論〕 政務活動費については、ホームページで公開すべき。収支報告書、領収書の写しまで含めて平成29年度分から公開する方向で、その事務手続きや方法は、広報委員会と議会事務局で協議。その他の情報公開については、新しい議員で決めてもらう。 イ 全員協議会（平成29年12月20日開催） 〔内容〕 議会改革検討委員会の結果報告 (2) 政務活動費の使途公開内容 ① 平成28年度分まで 個人（会派）ごと、経費目ごとの支出額一覧表のみを市議会だよりに掲載し、支出の明細が記載された収支報告書や領収書は、所定の手続により議会事務局で閲覧できることとしていた。 ② 平成29年度分以降 個人ごと（会派共通経費がある場合は会派ごととも別途）に支出内訳表、領収書、行程表及び視察報告書を添付した収支報告書及び政務活動費一覧のほか、使途基準等を記載した政務活動費の手引きをホームページに掲載しているほか、市議会だよりの関連記事にはQRコードを付し、使途情報へのアクセスを容易にしている。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第10条第2項
検証年月日	R2. 7. 3

検証項目	政務活動費〔使途公開〕
------	-------------

(2 / 2)

関係例規	○地方自治法第100条第14項～第16項〔政務活動費〕 ○奥州市議会政務活動費の交付に関する条例 ○奥州市議会政務活動費の交付に関する規則							
段階評価 (CHECK)	A	各会派 の評価	奥和会 S	みらい A	共産党 A	新奥会 S	公明党 A	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	政務活動費は、使途の透明性確保のため、支出内訳表、領収書、行程表及び視察報告書を添付した収支報告書のほか、使途基準等を記載した政務活動費の手引きをホームページに掲載している。今後、事業計画書及び収支予算書を添付した交付申請書を公開すれば、すべての関係書類の公開が完了することになる。							
管理評価 (CHECK)	3 4	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3 4	共産党 4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	使途の透明性を確保するため、現在の取組みを継続していく必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要な 取組	交付申請書の公開の是非の検討のほか、政務活動の結果が議員活動、市政への提言等にどう生かされたかを市民に対して説明する成果物の策定によって、さらに高い透明性を確保し、今後の政務活動費の在り方の議論に資する取組みをする。							
行動計画 (ACTION)	すべての政務活動費関係書類を公開する。							
先進事例	会津若松市	【条文】会派の代表者は、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。						
	上越市	【条文】会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。						
	堺市	【条文】政務活動費は、(中略)証拠書類を公開し、活動成果の報告に務めるなど、適正に取り扱うものとする。						
参考事項	○地方自治法第100条 (中略) 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。 〔運用・解釈〕 平成24年改正により、陳情活動等のための旅費、交通費や会派単位で行う会議に要する経費にも使途が拡大。もっとも、議員としての活動に含まれない政治・選挙・後援会活動の経費は対象にならない。使途の透明性確保のため、ホームページへの収支報告書の掲載、領収書の添付義務の強化、活動報告書の作成と公開などが考えられる。(逐条地方自治法)							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第11条
検証年月日	R2. 7. 3

検証項目	市民との関係〔情報公開と説明責任〕
------	-------------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第11条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
検 証 内 容	① 議会は、議会が持つ情報の公開を十分にできていますか。 ② 議会は、市民に対する説明責任をどのように果たしていますか。
取 組 実 績 (DO)	(1) 議会活動の広報内容 ① 市議会だより ・ 年4回、定例会終了後翌月発行。 ・ 第1号(H18.8月発行)～第56号(R2.4月発行) ※ その他臨時発行有り(100条委報告)。 ② ホームページ 〔掲載資料〕本会議日程・議案・結果・賛否・会議録・ライブ配信・録画配信等、委員会・全員協議会会議録等、政務活動費、市民と議員の懇談会報告書、議員発議条例、政策提言、議長交際費、市議会だより、SNS発信、FM録音配信など ③ SNS ・ フェイスブック、ツイッター(H29.7月開始) ・ 議会情報を随時発信 ④ FM放送 ・ 奥州エフエム「電波に乗せて！奥州市議会」(H29.7月開始) ・ 隔週木曜日午後3時40分～3時55分 (再放送は、翌週火曜日午後6時30分～6時45分) ⑤ 議会中継 ・ 新議会中継システムを導入(H30.9月定例会から運用開始)。 ・ ホームページ、ケーブルテレビ、庁内、スマホ、タブレットに配信。 ・ いつでも見ることができる環境を整備。 (2) 市民に対する説明責任 市民と議員の懇談会 第1回(H22.10月実施)～第14回(R1.11月実施) ※ 第13回からは議会報告だけではなく、ワールドカフェ形式のワークショップも実施。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第11条
検証年月日	R2. 7. 3

検証項目	市民との関係〔情報公開と説明責任〕
------	-------------------

(2 / 2)

関係例規	○奥州市議会基本条例第12条・第13条〔議会広報の充実・市民懇談会〕 ○奥州市議会広報発行規程 ○奥州市議会コミュニティFM放送番組運用方針 ○奥州市議会Facebook運用方針 ○奥州市議会Twitter運用方針							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 B	新奥会 C	公明党 B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	ワールドカフェ形式での開催に取り組んでいる市民と議員の懇談会をはじめ、リニューアルした市議会だより、ホームページ、SNS、FMラジオ放送など、各種情報媒体を活用して積極的な情報公開を行っているものの、委員会の資料配信や中継など議会が持っている公開可能な情報を全て市民に公開したとはいえず、また、即時性なども考慮すれば、引き続き必要な情報の公開に努めなければならない。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 －	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	より一層の情報公開に努めていく必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容：							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第12条
検証年月日	R2. 7. 3

検証項目	議会広報の充実
------	---------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第12条 議会は、議会広報その他の情報媒体を活用し、議会活動の周知に努めるものとする。 2 議会広報は、議会活動に対する理解を深めるための重要な情報媒体との認識のもと、その内容を充実させるよう努めるものとする。
検 証 内 容	① 「おうしゅう市議会だより」の内容は充実していますか。 ② 市議会ホームページ、フェイスブック、ツイッター、FM放送の内容は充実していますか。 ③ 市議会の生放送、録画配信は充実していますか。 ④ 市民の意向の把握や、市民にわかりやすい情報が提供されていますか。
取 組 実 績 (DO)	(1) 議会活動の広報内容 ① 市議会だより ア 発行概要 ・ 年4回、定例会終了後翌月発行。発行部数45,000部。 ・ 第1号(H18.8月発行)～第56号(R2.4月発行) ※ その他臨時発行有り(100条委報告)。 イ リニューアルの概要 (ア) 目的 手にとって読んでもらえる、文書量に配慮した見やすい市議会だよりを目指す。 (イ) 形式 A4判、縦書き、UDフォント使用、右綴じ、カラー16ページ (ウ) 内容 市民参加を意識した企画記事の充実に努め、議案・一般質問の文書量を低減し、読みやすさを追求する。一般質問原稿は350字程度にとどめ、1ページあたり3人とする。QRコードでHPへ誘導し、求める情報を届ける配慮をする。 (エ) 構成・編集の見直し 本市議会だよりの良さである手づくり感を残しつつ、紙面の質の向上を図るため、デザイン等に優れた業者に委託する。 ウ リニューアルの経過(議会広報委員会) H30.4月 リニューアルの方向性を決定 H31.1月 リニューアル内容・時期等を決定。全協にて同内容の説明。 2月 各会派アンケート実施 R1.4月 全協にてアンケート結果報告 7月 リニューアル方針決定。会派代表者説明 8月 全協にてリニューアルの進め方説明 10月 プロポーザル公募 11月 プロポーザル実施。業者決定。 12月 リニューアル号の編集開始 R2.1月 市議会だより第55号(リニューアル号)発行 ② ホームページ [掲載資料] 本会議日程・議案・結果・賛否・会議録・ライブ配信・録画配信等、委員会・全員協議会会議録等、政務活動費、市民と議員の懇談会報告書、議員発議条例、政策提言、議長交際費、市議会だより、SNS発信、FM録音配信など ③ SNS フェイスブック、ツイッター(H29.7月開始) ④ FM放送 奥州エフエム「電波に乗せて!奥州市議会」(H29.7月開始) ⑤ 議会中継 ・ 新議会中継システムを導入(H30.9月定例会から運用開始)。 ・ ホームページ、ケーブルテレビ、庁内、スマホ、タブレットに配信。 ・ いつでも見ることができる環境を整備。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第12条
検証年月日	R2. 7. 3

検証項目	議会広報の充実
------	---------

(2 / 3)

関係例規	○奥州市議会基本条例第11条・第13条〔市民との関係・市民懇談会〕 ○奥州市議会広報発行規程 ○奥州市議会コミュニティFM放送番組運用方針 ○奥州市議会Facebook運用方針 ○奥州市議会Twitter運用方針							
段階評価 (CHECK)	A	各会派 の評価	奥和会 S	みらい A	共産党 A	新奥会 B	公明党 A	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	市民に手にとって読んでもらえる、文書量に配慮した見やすい市議会だよりをコンセプトに、カラー16ページ版にリニューアルしたほか、ホームページ、SNS、FMラジオ放送などで最新情報の発信に努めている。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 4	新奥会 3	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	あらゆる媒体を通じて議会情報を発信していく必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容：							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第13条
検証年月日	R2. 7. 27

検証項目	市民懇談会
------	-------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第13条 議会は、第2条及び第3条に規定する議会及び議員の活動原則に従い、市民との多様な意見交換の場として、市民懇談会を行うものとする。 2 前項に定めるもののほか市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。																																																						
検 証 内 容	① 議会及び議員は、市民との懇談会を通じて市民の多様な意見、要望等を的確に把握していますか。 ② 市民との懇談会の回数、方法その他内容は、適切ですか。																																																						
取 組 実 績 (DO)	(1) 市民と議員の懇談会(第1回～第12回)の開催状況 本条文を規定した議会基本条例の施行に伴い、平成22年度から市民と議員の懇談会を開催し、議会報告、設定テーマに基づく懇談、意見・要望等の聴取を行っている。 <table><tr><th>回次</th><th>年月</th><th>テーマ</th></tr><tr><td>第1回</td><td>H22. 10～11</td><td>議会基本条例の制定</td></tr><tr><td>第2回</td><td>H23. 7</td><td>前年度懇談会の結果報告、防災のまちづくり</td></tr><tr><td>第3回</td><td>H24. 2</td><td>子どもの権利に関する条例</td></tr><tr><td>第4回</td><td>H24. 7～8</td><td>議員定数・議員報酬</td></tr><tr><td>第5回</td><td>H25. 6</td><td>議員定数の削減等</td></tr><tr><td>第6回</td><td>H25. 11</td><td>10年後のまちの姿</td></tr><tr><td>第7回</td><td>H26. 11</td><td>人口減少問題と市の課題</td></tr><tr><td>第8回</td><td>H27. 11</td><td>人口減少問題と市の課題（地域自治区等）</td></tr><tr><td>第9回</td><td>H27. 11</td><td>団員確保・災害時の課題</td></tr><tr><td>第10回</td><td>H28. 2</td><td>地域自治区</td></tr><tr><td>第11回</td><td>H29. 2</td><td>市の医療のあり方、政務活動費の増額</td></tr><tr><td>第12回</td><td>H29. 11</td><td>子ども子育て支援、地産地消推進条例</td></tr></table> (2) 市民と議員の懇談会(第13回～第14回)の開催状況 平成30年度からは、従来の開催方式を改め、常任会ごとにテーマを定めてワールドカフェ形式で開催し、市民関係者の意見を聴取したほか、これを政策提言につなげる仕組みにした。 <table><tr><th>回次</th><th>年月</th><th>テーマ</th></tr><tr><td rowspan="4">第13回</td><td rowspan="4">H31. 2</td><td>【総務常任委員会】公共交通</td></tr><tr><td>【教育厚生常任委員会】障がい者福祉</td></tr><tr><td>【産業経済常任委員会】6次産業化の取組み</td></tr><tr><td>【建設環境常任委員会】交通安全</td></tr><tr><td rowspan="4">第14回</td><td rowspan="4">R1. 11</td><td>【総務常任委員会】公共施設</td></tr><tr><td>【教育厚生常任委員会】障がいのある人もない人も暮らしやすい奥州市をつくろう パート2</td></tr><tr><td>【産業経済常任委員会】6次産業化推進のための支援のあり方</td></tr><tr><td>【建設環境常任委員会】ごみの減量化とリサイクルの取組み</td></tr></table>	回次	年月	テーマ	第1回	H22. 10～11	議会基本条例の制定	第2回	H23. 7	前年度懇談会の結果報告、防災のまちづくり	第3回	H24. 2	子どもの権利に関する条例	第4回	H24. 7～8	議員定数・議員報酬	第5回	H25. 6	議員定数の削減等	第6回	H25. 11	10年後のまちの姿	第7回	H26. 11	人口減少問題と市の課題	第8回	H27. 11	人口減少問題と市の課題（地域自治区等）	第9回	H27. 11	団員確保・災害時の課題	第10回	H28. 2	地域自治区	第11回	H29. 2	市の医療のあり方、政務活動費の増額	第12回	H29. 11	子ども子育て支援、地産地消推進条例	回次	年月	テーマ	第13回	H31. 2	【総務常任委員会】公共交通	【教育厚生常任委員会】障がい者福祉	【産業経済常任委員会】6次産業化の取組み	【建設環境常任委員会】交通安全	第14回	R1. 11	【総務常任委員会】公共施設	【教育厚生常任委員会】障がいのある人もない人も暮らしやすい奥州市をつくろう パート2	【産業経済常任委員会】6次産業化推進のための支援のあり方	【建設環境常任委員会】ごみの減量化とリサイクルの取組み
回次	年月	テーマ																																																					
第1回	H22. 10～11	議会基本条例の制定																																																					
第2回	H23. 7	前年度懇談会の結果報告、防災のまちづくり																																																					
第3回	H24. 2	子どもの権利に関する条例																																																					
第4回	H24. 7～8	議員定数・議員報酬																																																					
第5回	H25. 6	議員定数の削減等																																																					
第6回	H25. 11	10年後のまちの姿																																																					
第7回	H26. 11	人口減少問題と市の課題																																																					
第8回	H27. 11	人口減少問題と市の課題（地域自治区等）																																																					
第9回	H27. 11	団員確保・災害時の課題																																																					
第10回	H28. 2	地域自治区																																																					
第11回	H29. 2	市の医療のあり方、政務活動費の増額																																																					
第12回	H29. 11	子ども子育て支援、地産地消推進条例																																																					
回次	年月	テーマ																																																					
第13回	H31. 2	【総務常任委員会】公共交通																																																					
		【教育厚生常任委員会】障がい者福祉																																																					
		【産業経済常任委員会】6次産業化の取組み																																																					
		【建設環境常任委員会】交通安全																																																					
第14回	R1. 11	【総務常任委員会】公共施設																																																					
		【教育厚生常任委員会】障がいのある人もない人も暮らしやすい奥州市をつくろう パート2																																																					
		【産業経済常任委員会】6次産業化推進のための支援のあり方																																																					
		【建設環境常任委員会】ごみの減量化とリサイクルの取組み																																																					

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第13条
検証年月日	R2. 7. 27

検証項目	市民懇談会
------	-------

(2 / 2)

関係例規	○奥州市議会基本条例第2条・第3条〔議会・議員活動の原則〕							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 A	新奥会 A	公明党 A	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	議会及び議員は、市民と議員の懇談会を通じて市民の意見、要望等を的確に把握しており、その手法は、新たに常任委員会ごとのワールドカフェ形式を導入し参加した市民からも概ね好評を得ているほか、政策提言にも結びつけた。しかし、傍聴も広報したものの参加者が限定されるなど、これが必ずしも多様な意見交換の場とは言えない状況にある。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 2	みらい 3	共産党 4	新奥会 3	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	市民懇談会について一定程度規定されているが、その後の意見等の取扱いについても検討される必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要な取組	聴取した意見や要望等を市政に反映させていくことを条文に明示するとともに、意見等の取扱いの仕組みづくりや政策提言に結びつける政策形成サイクルを構築する。また、開催方法や回数等、懇談会の在り方については、政策提言を見据えた現状の開催も含めて、改めて整理して検討する必要がある。例えば、議会として事前に各地域の課題を整理し、その課題を振興会の動員によるワールドカフェでの意見交換会とするなど、多くの市民に参加していただけるよう内容を充実し、マンネリにならないよう取り組む。							
行動計画 (ACTION)	政策提言に関係するテーマを定めて実施する常任委員会単位の市民と議員の懇談会以外にも、市民の皆様が参加しやすい懇談会を開催する。							
先進事例	滝沢市	【条文】市民懇談会のほか、年1回以上の議会報告会、市政に関する重要な政策課題についての政策討論会について、それぞれ別条文で規定している。						
	可児市	【条文】議会は、全ての議員の参加の下、議会報告会を毎年開催するとともに、報告事項等に関して市民から提出された意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。						
	佐伯市	【取組】議会報告会に参加しやすくするため、3パターンに分類し、組み合わせるなどして開催している。 ①委員会等の申し出により随時テーマを設定し、意見聴取する方法 ②市政・議会運営に関する定期的な意見交換を行う方法 ③開催地域に関連するテーマを設定し、定期的に意見交換を行う方法						
参考事項	－							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第14条
検証年月日	R2.9.8

検証項目	議会活性化への取り組み
------	-------------

(1 / 3)

条 文 (PLAN)	第14条 議会は、地方分権時代における議会の在り方を常に議論しながら、議会の活性化が図られるよう努めなければならない。
検 証 内 容	① 議会は、その在り方について常に議論していますか。 ② 議会は、その活性化のための方策を講じていますか。
取 組 実 績 (DO)	1 議会活性化の取り組み 議会活性化の取り組みとは、いわゆる議会改革に収れんされるものであり、当議会におけるこれまでの主な議会改革の取り組みについては以下のとおりである。 (1) 機能強化の取り組み ① 正副議長の所信表明 正副議長の立候補にあたり、全議員の前で所信を表明している。 ② 一問一答の導入（平成21年11月～） 一般質問において、議論の論点及び争点の明確化することを目的に導入した。 ③ 質問及び質疑の趣旨確認（平成21年11月～） 市長等は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行えるよう、議長の許可を得て趣旨確認の発言ができることとした。 ④ 自由討議（平成21年11月～） 議案等について議員が積極的に意見交換し、内容の共通理解を深め、表決の際の参考にするために導入した。 ⑤ 附帯意見・決議（平成18年9月～） 予算・決算審査特別委員会では、必ず附帯意見を付し、議会から当局への政治的意思表明を行っている。 ⑥ 政策立案（平成21年9月～） 豊かなまちづくりに資するための施策として、これまでに3つの政策立案を行っている。 ➢ 奥州市議会基本条例 ➢ 奥州市子どもの権利に関する条例 ➢ おうしゅう地産地消わくわく条例 ⑦ 政策決議提案（令和元年6月～） 各常任委員会では、市民との対話や市政の調査を通じて、課題解決のための政策提言に取り組み、令和元年度は4つの政策提言・政策検討報告書を決議提案等した。 ➢ 公共交通施策に関する政策提言書〔総務常任委員会〕 ➢ 交通安全対策に関する政策提言書〔建設環境常任委員会〕 ➢ 農業振興及び地域6次産業化の推進に関する政策提言書〔産業経済常任委員会〕 ➢ 障がい者を理由とする差別の解消に関する政策検討報告書〔教育厚生常任委員会〕 ⑧ 議会のICT化（平成29年7月～） 議会では、全議員にタブレットを配付し、各種資料の配信も全てタブレットにおいて行うことで、会議のペーパーレス化を実現した。

条文	第14条
検証年月日	R2. 9. 8

検証項目	議会活性化への取り組み
------	-------------

(2 / 3)

	(2) 住民参画の取り組み ① 委員会の原則公開（平成21年11月～） 委員会は、原則として公開することとし、傍聴できるようにしている。 ② 市民と議員の懇談会（平成22年10月～） 議会は、市民が議会に参画できる場として、「市民と議員の懇談会」を開催し、市民の意見を聴取している。平成31年2月からは4つの常任委員会ごとにテーマを設け、ワールドカフェ形式での市民対話で新たな市政課題を発掘し、政策の提言につなげている。 (3) 情報共有の取り組み ① 会議資料の公開（平成30年6月～） 本会議のほか、委員会、全員協議会等の会議録や会議資料もネット上で公開している。など、市民に開かれた議会を目指しています。 ② 本会議等の配信（平成18年3月～） 本会議、予算・決算審査特別委員会は、ネット、ケーブルテレビで配信しており、平成30年9月からはスマホやタブレットでも視聴可能となった。 ③ 政務活動費の領収書等の公開（平成30年7月～） 政務活動費は、透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、収支報告書のほか、領収書、活動報告書、使途基準をホームページ上で公開している。 ④ 市議会だよりのリニューアル（令和2年1月～） 市民から手に取ってもらう広報誌を目指し、全面フルカラーで見やすさを追求したほか、表紙をイラストにし、QRコードも導入、ホームページとの連携も図りながら若い世代にも受け入れられる紙面を議員自らが編集している。 ⑤ 議会の独自ホームページの開設（平成20年12月～平成30年11月） 議会の情報発信を強化するため、独自のホームページを開設した。現在は、市のホームページに独自サイトを設け、運営している。 ⑥ SNSの取り組み（平成29年7月～） 市民への速やかな情報提供のため、フェイスブック、ツイッターを開設し、写真等多用しながら、幅広い世代に向けて身近に感じられる議会の実現を図っている。 ⑦ コミュニティFM放送の取り組み（平成29年7月～） 多様な議会情報の発信として、地元コミュニティFMである奥州エフエムでも番組コーナーを契約し、毎週、議会の最新情報をお届けしている。
--	--

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第14条
検証年月日	R2. 9. 8

検証項目	議会活性化への取組み
------	------------

(3 / 3)

関係例規	○奥州市議会基本条例前文 ○奥州市議会会議規則第165条〔協議等の場（議会改革検討委員会）〕 ○議会改革検討委員会規程							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 A	新奥会 C	公明党 B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	議会活性化については、議会改革検討委員会を中心に様々な取組項目が検討され、着実に実現されているものの、取組みに当たっては、会派内での情報共有や改革のスピードが不足している。							
管理評価 (CHECK)	3-2	各会派 の評価	奥和会 4-2	みらい 3-2	共産党 4-2	新奥会 3-2	公明党 2	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	さらなる改革を推進していくため、検討体制、改革項目のほか議会活性化が努力目標となっていることについての見直しが必要である。							
条文改正	□不要 ■必要（内容：改革を推進する内容の条文）							
今後必要な取組	今回の基本条例の検証結果に基づく取組項目を迅速に実施するとともに、議会改革検討委員会との関係性の在り方について見直し、重要なテーマについて速やかに取り組むことができるように体制を見直す。							
行動計画 (ACTION)	改革を推進する条文を研究し、議会基本条例の改正を検討する。							
先進事例	滝沢市	【条文】議会改革の推進に当たり、議会の評価と議会改革推進会議の常設を規定している。						
	横浜市	【条文】議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする。						
	那須塩原市	【取組】議会活性化特別委員会を設置して毎年度「取組実行計画」を公表し、継続して議会改革に取り組んでいる。						
参考事項	○滝沢市議会基本条例 （議会の評価） 第35条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施するものとする。 2 議会は、前項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。 3 議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。 4 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする。 5 議会評価に関し必要な事項は、別に定める。 （議会改革） 第36条 議会は、議会改革の取組を検証し、かつ、継続的に取り組むため、滝沢市議会改革推進会議（以下「議会改革推進会議」という。）を設置するものとする。 2 議会改革推進会議は、前項の議会改革の取組の検証を行うほか、第38条の規定によるこの条例の見直しを行うものとする。 3 議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第15条
検証年月日	R2. 6. 16

検証項目	議員定数の改定
------	---------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第15条 委員会又は議員は、議員定数の改定について提案する場合は、市民の意見を踏まえ、市政の現状と課題を十分に考慮するものとする。
検 証 内 容	① 議員定数の改定に当たり、市民の意見を踏まえていますか。 ② 議員定数の改定に当たり、市政の現状と課題を十分に考慮していますか。
取 組 実 績 (DO)	(1) 奥州市議会議員定数条例（平成25年条例第26号）制定時の取組み ① 市民の意見 ア 市民と議員の懇談会 (ア) 平成24年度（7月30日～8月3日開催） 〔場所等〕 市内30地区センター 454人参加 〔テーマ〕 議員定数、議員報酬について 〔内 容〕 県内各市の議員定数等の状況を説明し、現状維持、削減等の意見を聴取、参加者アンケート実施 (イ) 平成25年度（6月4日～5日開催） 〔場所等〕 市内10地区センター 143人参加 〔テーマ〕 議員定数の削減について 〔内 容〕 定数削減の検討、条例制定経過を説明 イ 請願等 (ア) 請願第33号（平成24年12月28日不採択） 〔内容〕 議員定数18～24人に削減を (イ) 請願第26号（平成24年12月28日不採択） 〔内容〕 議員定数16人に削減を (ウ) 市民申入れ（平成25年1月17日決定） 〔内容〕 ・市民説明会の開催を→議員が市民理解を得るため説明する。 ・十分な審議を→拙速な結論でない。 (エ) 陳情第32号（平成25年3月21日不採択） 〔内容〕 議員定数現状維持を ② 市政の現状と課題の考慮 ア 市政課題意見交換会（平成24年6月25日開催） 〔内容〕 議員間の意見交換会を3分散会に分かれて開催 イ 議会改革検討委員会（最終：平成24年11月6日開催） 〔結論〕 議員定数の見直しについては、「おおむね28人から30人」とする多数の意見と、「現状維持とすべき」、「大幅な削減とすべき」とする少数意見があったことを報告する。 〔理由〕 合併後6年での定数削減は不安を感じるという市民の意見が多く、大幅な削減はすべきでない。人口減少、市の行財政改革等からも多少の削減はやむを得ないが、常任委員会が活発な議論を行う構成人数や設置数から、大幅な削減は避けるべき。 ウ 全員協議会（最終：平成24年12月14日開催） 〔内容〕 議会改革検討委員会と会派代表者会議の結果報告 エ 会派代表者会議（最終：平成25年1月11日開催） 〔内容〕 定数に係る陳情の取扱いと定数28人の決定等 〔結論〕 全国市議会の人口段階別（10万人～20万人）の平均議員数が27.4人であること、類似団体の議員数が25人前後に集中し、県内8市議会が削減を行ったこと、市政課題の人口減少と行財政改革の観点から小幅削減（34人→28人）とした。

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第15条
検証年月日	R2. 6. 16

検証項目	議員定数の改定
------	---------

(2 / 2)

関係例規	○地方自治法第91条〔市町村議会の議員の定数〕 ○奥州市議会議員定数条例							
段階評価 (CHECK)	A	各会派 の評価	奥和会 A	みらい S	共産党 －	新奥会 A	公明党 S	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	直近の議員定数改定時の実績において、条文規定の趣旨を満たしている。							
管理評価 (CHECK)	4	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 4	共産党 4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	本条文は不足なく規定されており、改正は不要である。							
条文改正	■不要 □必要（内容：）							
今後必要 な取組	本条文は議員定数の増減の是非ではなく、市民広聴の手続及び市政課題の考慮を定めていることから、社会情勢の変化に応じて検証を行う必要がある。具体的には、定期的に議員定数の調査、比較検討等を行うほか、市民アンケートなどにより民意を把握していく。							
行動計画 (ACTION)	市民と議員の懇談会において、議員定数についての民意を把握する。							
先進事例	滝沢市	【条文】（中略）議員活動の評価等に関する市民の客観的な意見を聴取するために参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。						
	可児市	【条文】（中略）議員定数の基準等明確な改正理由を示すものとする。						
	大津市	【条文】（中略）議員定数の基準等明確な改正理由を示すものとする。						
	那須塩原市	【取組】調査比較検討する。定数が適切であると市民が感じること。						
参考事項	○地方自治法第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 第2項 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。 第3項～第8項 （略） 〔解釈〕 平成23年4月に成立した地方自治法の改正において、議員の定数の上限の定めは廃止された。 〔運用〕 いかなる定数が必要であるかを決定するに当たって、地域や職域等に応じた住民の多様な利害や意志をなるべく反映するためには、ある程度まとまりのある議員数が必要となるが、その一方で、議会審議の効率化や合理化といった観点からの検討が、議会運営上の工夫だけでなく、議員定数の決定にあたっても加えられるべきことはいうまでもない。（逐条地方自治法）							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第16条
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	議員の政治倫理
------	---------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第16条 議員は、市民全体の奉仕者として、政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。 2 議員は、市民の代表者として、その品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。
検 証 内 容	① 議員は、政治倫理や人格の向上に努め、誠実かつ公正な職務執行に努めていますか。 ② 議員は、その品位や名誉を損ない、疑惑を持たれる行為をしていませんか。
取 組 実 績 (D O)	(1) 議員研修会(最新：H30. 4. 24開催) 議員就任直後に実施した議員研修会において、地方議会制度全般にわたり以下の内容について学び、その中で政治倫理についても研修している。 〔内容〕 議会の役割、議会関係法令、議員の権限、議員の義務、議員の責務と注意事項（政治倫理等）、議会改革、申合せ事項 (2) 政治倫理に関する違反等の件数：0件

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第16条
検証年月日	R2. 8. 25

検証項目	議員の政治倫理
------	---------

(2 / 2)

関係例規	○奥州市議会会議規則第5章、第6章〔規律、懲罰〕							
段階評価 (CHECK)	A	各会派 の評価	奥和会 A	みらい S	共産党 S	新奥会 A	公明党 A	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	議員として常に良心に従い、市民から疑惑を持たれるようなことは行わないという強い信念に基づき行動しているほか、議会事務局から公職選挙法の説明を受けるなどし、法令を遵守している。							
管理評価 (CHECK)	4	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 4	共産党 4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	常に本条文を意識し、議会活動に取り組んでいく必要がある。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要 な取組	本条文を読みこみ、政治倫理の意識醸成に不断に取り組むほか、政治倫理条例について検討する。							
行動計画 (ACTION)	政治倫理条例について研究し、その制定を検討する。							
先進事例	会津若松市	【条文】資産公開は含めず、地位利用の禁止等の政治倫理基準、就業報告、政治倫理審査会等を規定している。						
	桐生市	【条文】議員が役員をし、実質的に経営に携わっている企業、配偶者又は2親等以内の親族が経営している企業の請負契約等の辞退、指定管理者の指定辞退について規定している。						
	堺市	【取組】昭和58年、全国初の「堺市議会議員及び市長の倫理に関する条例」を制定した。						
参考事項	○堺市議会議員の倫理に関する条例における規定内容 第1条(目的) 市民の信頼の確保と公正で開かれた市政発展の寄与 第2条(収賄罪等宣告後における釈明) 収賄罪等で有罪宣告を受け、なお議員の職にとどまろうとするものの釈明の説明会の開催 第3条(資産等報告書の提出) 任期開始31日後までの提出 第4条(所得等報告書の提出) 毎年5月の提出 第5条(関連会社等報告書の提出) 毎年4月1日現在の法人役員就任の報告 第6条(資産取引報告書の提出) 前年中の30万円以上の資産取引の報告 第7条(資産等報告書等の保存、閲覧及び訂正) 書類の7年保存、閲覧等 第8条(倫理調査会による審査等) 調査会の審査 第9条(意見書の保存及び閲覧) 意見書の7年保存、閲覧請求権 第10条(市民の調査請求権) 疑義事項の市民の調査請求権 第11条(虚偽報告等の広報) 提出遅延、虚偽報告等の公表 第12条(委任) その他施行事項の委任							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第17条
検証年月日	R2. 6. 16

検証項目	議員報酬の改定
------	---------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第17条 委員会又は議員は、議員報酬の改定について提案する場合は、市民の意見を踏まえ、市政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮するものとする。
検 証 内 容	① 議員報酬の改定に当たり、市民の意見を踏まえていますか。 ② 議員報酬の改定に当たり、制度的な保障、職務の責任等を十分に勘案していますか。
取 組 実 績 (D O)	(1) 奥州市特別職の職員の給与に関する条例（平成30年条例第5号）改正までの取組み ① 市民の意見 ア 市民と議員の懇談会 平成24年度（7月30日～8月3日開催） 〔場所等〕 市内30地区センター 454人参加 〔テーマ〕 議員定数、議員報酬について 〔内 容〕 県内各市の議員報酬等の状況を説明し、現状維持、増額等の意見を聴取、参加者アンケート実施 ② 制度的な保障、職務の責任等の勘案 ア 議会改革検討委員会（最終：平成29年12月14日開催） （ア）平成24年度検討結果 〔結論〕 議員報酬については、検討当初、議員報酬の増額を望む意見が多数あったが、市民と議員の懇談会以後さらに検討を重ねた結果、「現状維持もやむを得ない」とする多数の意見と、「増額すべき」とする少数意見があったことを報告する。 〔理由〕 全国的に厳しい雇用情勢のなか、一人あたりの平均所得も低く、多くの市民も低い所得で苦しんでいる。市も厳しい財政状況のなか行財政改革を進めており、市職員の給与等も削減している状況である。 市民と議員の懇談会では、議員の仕事や議会活動が市民に伝わっていないと感じたので、議会改革を進め、市民に理解され、開かれた議会を目指し、活動の充実に努めていく。 （イ）平成29年度検討結果 〔結論〕 近隣一関市が議長438千円、副議長386千円、議員360千円、全国市議会の人口段階別（10万人～20万人）の平均が議長554千円、副議長496千円、議員461千円であることから、北海道、東北地方の類似都市勘案し、議員360～398千円の範囲で、正副議長も相応額で市長に対し増額要望する。 〔理由〕 旧市町村の合併協議会で現在額は、新市特別職報酬等検討委員会の答申額から1割減で、その後一度も改正されていない。地方自治体事務は一層増大し、議員活動も広範かつ専門・専門化が進み、議員としての責任も増している。議会活動の活性化と市民の声を政策立案や提言に繋げていくため、本会議、委員会等への出席のみならず、各議員がそれぞれ調査研究や研修、要望・陳情などの活動を積極的に行っており、議員報酬については、社会情勢や地域の実情に照らしつつも、若い子育て世代も安心して立候補できるよう、経済的な活動基盤を強化し、生活給に近い形での適正な水準が検討されるべきと思料する。 イ 市長に対する要望（平成29年11月2日実施） 上記ア（イ）の内容の市長要望

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第17条
検証年月日	R2. 6. 16

検証項目	議員報酬の改定
------	---------

(2 / 2)

関係例規	○地方自治法第203条〔議員報酬及び費用弁償〕 ○奥州市特別職の職員の給与に関する条例 ○奥州市特別職報酬等審議会条例							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A B	みらい ＝B	共産党 S B	新奥会 A B	公明党 S B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	直近の議員報酬改定時の実績において、市民への十分な説明がなされておらず 市民の意見を踏まえるという条文規定の趣旨を満たしたとは言い難い。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 3	共産党 4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	議員のなり手不足に係る課題解決の一手段として、引き続き議員報酬の改定は 検討されるべきである。							
条文改正	■不要 □必要（内容：							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第18条
検証年月日	R2.6.16

検証項目	議会事務局の体制整備
------	------------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第18条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の強化を図るものとする。																																								
検 証 内 容	① 議会は、議会や議員の政策形成及び政策立案機能を果たすための議会事務局体制を築けていますか。 ② 議会事務局は、議会や議員の支援が十分にできていますか。																																								
取 組 実 績 (D O)	(1) 職員定数の推移 合併以降の職員定数の推移は以下のとおり。議会から当局への要望の結果、令和元年度から事務局の専任職員 1 人増が実現した。 <table><tr><td>区分</td><td>合併時</td><td>H20</td><td>H22</td><td>H24</td><td>H26</td><td>R1</td><td>備 考</td></tr><tr><td>専任</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>併任</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>運転手</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>H22以降定数外</td></tr><tr><td>計</td><td>8</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>8</td><td>7</td><td></td></tr></table> (2) 政策提言・政策立案の状況 各常任委員会に 1 名の専任職員を配置することで、政策形成に向けたサポート体制の充実が図られ、令和元年度は、当局に対し政策提言 3 件と政策検討報告書 1 件を提出した。 ① 政策提言等 令和元年度に以下の 3 つの政策提言を初めて実現した。 ・ 公共交通施策に関する政策提言書（総務常任委員会） ・ 交通安全対策に関する政策提言書（建設環境常任委員会） ・ 農業振興及び地域 6 次産業化の推進に関する政策提言書（産業経済常任委員会） ・ 障がい者を理由とする差別の解消に関する政策検討報告書（教育厚生常任委員会） ② 政策立案 現在までに以下の 3 つの政策提言を実現した。 ・ 奥州市議会基本条例（平成21年11月 1 日施行） ・ 奥州市子どもの権利に関する条例（平成24年 4 月 1 日施行） ・ おうしゅう地産地消わくわく条例（平成30年 4 月 1 日施行）	区分	合併時	H20	H22	H24	H26	R1	備 考	専任	6	6	6	5	5	6		併任	1	2	1	1	2	0		運転手	1	1	1	1	1	1	H22以降定数外	計	8	9	8	7	8	7	
区分	合併時	H20	H22	H24	H26	R1	備 考																																		
専任	6	6	6	5	5	6																																			
併任	1	2	1	1	2	0																																			
運転手	1	1	1	1	1	1	H22以降定数外																																		
計	8	9	8	7	8	7																																			

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第18条
検証年月日	R2. 6. 16

検証項目	議会事務局の体制整備
------	------------

(2 / 2)

関係例規	○地方自治法第138条第2項〔事務局設置の条例規定〕 ○奥州市議会事務局設置条例 ○奥州市議会事務局組織規程							
段階評価 (CHECK)	B	各会派 の評価	奥和会 A	みらい B	共産党 A	新奥会 A	公明党 A	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	政策提言の取組実績が実現できたものの、所管事務調査等の実施件数は少なく、議会として十分な監視機能を果たせなかった。また、議員個々の調査に対するサポート体制も現体制ではまだまだ不十分である。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	段階評価の状況を鑑み、より一層の議会事務局体制の強化を図る取組が必要である。							
条文改正	■不要 □必要（内容：							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第19条
検証年月日	R2. 6. 16

検証項目	議会図書室
------	-------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第19条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、図書の充実に努めるものとする。																																																																								
検 証 内 容	① 議会図書室には、議会や議員の調査研究活動のために十分な図書や資料がありますか。 ② 議会図書室は、議員や市民から十分に活用され、機能的に設置されていますか。																																																																								
取 組 実 績 (D O)	(1) 議会図書室の変遷 議会図書室の設置場所の変遷は、以下のとおり。 ・ 合併時～平成21年度 議員控室への設置。 ・ 平成22年度～平成27年度 平成22年度に総務部総務課で管理する「行政資料室」(本庁2階に設置)に看板を並べて併設。平成27年度末の「行政資料室」廃止に伴い、併設廃止。 ・ 平成28年度～現在 議員控室への設置に戻る。 (2) 議会図書費等の推移 議会図書費及び購入数の推移は以下のとおりであり、現在の蔵書数は286冊となっている。このほか、定期購読紙として、月刊誌「ガバナンス」、日刊新聞4紙を配架している。 <table><tr><td>区分</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>予算額(千円)</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>執行額(千円)</td><td>19</td><td>21</td><td>29</td><td>4</td><td>25</td><td>25</td><td>23</td><td>21</td></tr><tr><td>購入数(冊)</td><td>4</td><td>2</td><td>11</td><td>1</td><td>12</td><td>4</td><td>6</td><td>9</td></tr><tr><td>区分</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>計</td></tr><tr><td>予算額(千円)</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>40</td><td>680</td></tr><tr><td>執行額(千円)</td><td>10</td><td>19</td><td>34</td><td>0</td><td>16</td><td>42</td><td></td><td>288</td></tr><tr><td>購入数(冊)</td><td>7</td><td>8</td><td>7</td><td>0</td><td>5</td><td>9</td><td></td><td>85</td></tr></table>	区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	予算額(千円)	30	30	30	50	50	50	50	50	執行額(千円)	19	21	29	4	25	25	23	21	購入数(冊)	4	2	11	1	12	4	6	9	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	予算額(千円)	50	50	50	50	50	50	40	680	執行額(千円)	10	19	34	0	16	42		288	購入数(冊)	7	8	7	0	5	9		85
区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																	
予算額(千円)	30	30	30	50	50	50	50	50																																																																	
執行額(千円)	19	21	29	4	25	25	23	21																																																																	
購入数(冊)	4	2	11	1	12	4	6	9																																																																	
区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計																																																																	
予算額(千円)	50	50	50	50	50	50	40	680																																																																	
執行額(千円)	10	19	34	0	16	42		288																																																																	
購入数(冊)	7	8	7	0	5	9		85																																																																	

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第19条
検証年月日	R2. 6. 16

検証項目	議会図書室
------	-------

(2 / 2)

関係例規	○地方自治法第100条第19項・第20項〔図書室設置・一般利用の規定〕 ○奥州市議会図書室規程							
段階評価 (CHECK)	C	各会派 の評価	奥和会 B	みらい C	共産党 C	新奥会 C	公明党 C	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	現在、独立した図書室はなく、蔵書整備も不足している。また、貸出し簿の運用も有名無実化し、調査研究に資する活用がなされているのかも把握できない。							
管理評価 (CHECK)	3	各会派 の評価	奥和会 3	みらい 3	共産党 3	新奥会 3	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	より一層の図書の充実と独立した図書室を整備する取組みが必要である。							
条文改正	■不要 □必要（内容： ）							
今後必要 な取組	議会図書の購入には限界があり、その充実を図るには、一定程度、市立図書館との連携も必要である。よって、独立した図書室を設置するだけではなく、不足する蔵書を補うため、市立図書館の蔵書検索ができるパソコンを設置するほか、情報化社会の現状に鑑み、議員配付のタブレットを活用し、調査研究に有用な電子書籍の配架や行政情報へアクセスできる環境の構築に取り組む。また、これらを実現するために必要な予算措置を、当局に求めている。							
行動計画 (ACTION)	執行部に対し、図書費の増を要求する。							
先進事例	上越市	【条文】議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。						
	芽室町	【取組】町立図書館と連携し、一般質問関連図書の企画展を実施。						
	柴田町	【取組】年間図書費13万円。						
参考事項	○地方自治法第100条 第19項 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。 第20項 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。 〔解釈〕 議会に附置される図書室は、議長がこれを管理すべきである。一般の利用に供する場合においても、当該図書室は、議員の調査研究を主体にしたものであるから、公の施設として取り扱う必要はない。(逐条地方自治法)							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第20条
検証年月日	R2. 8. 7

検証項目	最高規範性
------	-------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。
検 証 内 容	他の議会に関する条例、規則等の制定、改廃等に当たっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合が図られていますか。
取 組 実 績 (D O)	(1) 議会基本条例の制定に伴う他の例規整備の状況 (H21. 11. 1) 議会基本条例の制定にあわせて、以下の議会に係る例規が整備された。 ① 会議規則 ア 発言場所に質問席を追加 (第51条) イ 自由討議の規定を追加 (第52条の2) ウ 本会議及び委員会における終結宣告に自由討議を追加し、終結後の動議を削除 (第60条・第114条) ② 委員会条例 会議の原則公開の追加 (第19条) ③ 議会運営要領 ア 市長が提案する政策等の理解を深めるため、必要な説明を求める規定を追加 (第32の2) イ 口頭による動議に自由討議を求める動議を追加 (第37) ウ 一般質問及び緊急質問は質問席で行う改正 (第77・78) エ 請願は1件毎に採決する改正 (第105) オ 臨時会の議会運営委員会は招集日の3日前から当日の議会開会前までに開く改正 (第124) (2) 議会基本条例の改正に伴う他の例規整備の状況 (H25. 3. 1) 地方自治法の改正に伴い、「政務調査費」が「政務活動費」に改められたことに伴い、以下の議会に係る例規が整備された。 ① 議会基本条例 「政務活動費」への名称変更と「その他の活動」の交付目的の追加 (第10条) ② 政務活動費の交付に関する条例 ア 「政務活動費」への名称変更 (題名、本則及び様式) イ 「その他の活動」の交付目的の追加 (第1条) ウ 使途基準の条例移行化と「要請及び陳情活動費」、「会議費」の追加 (第5条・別表第1) エ 透明性の確保に係る規定の追加 (第9条) ③ 政務活動費の交付に関する規則 ア 「政務活動費」への名称変更 (題名、本則及び様式) イ 「その他の活動」の交付目的の追加 (第1条) ウ 使途基準の条例移行化による削除 (第6条)

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第20条
検証年月日	R2. 8. 7

検証項目	最高規範性
------	-------

(2 / 3)

関係例規	○奥州市自治基本条例第3条、第10条、第11条〔最高規範性、議会の権限及び責務、議員の責務〕							
段階評価 (CHECK)	-	各会派 の評価	奥和会 -	みらい -	共産党 -	新奥会 -	公明党 -	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	取組項目ではないため、段階評価はしない。							
管理評価 (CHECK)	4	各会派 の評価	奥和会 4	みらい 4	共産党 4	新奥会 4	公明党 4	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	不足なく規定されており、見直しは不要である。							
条文改正	■不要 □必要（内容：							

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第21条
検証年月日	R2. 8. 7

検証項目	この条例の見直し
------	----------

(1 / 2)

条 文 (PLAN)	第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項の検討の結果、制度の改善等が必要な場合は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
検 証 内 容	① 議会は、この条例の目的が達成されているか検討（検証）していますか。 ② 議会は、制度の改善等が必要な場合、必要な措置を講じていますか。
取 組 実 績 (DO)	(1) 前任期までの検討（検証）の状況（平成22年3月～平成30年3月まで） ① 平成22年3月～平成26年3月まで 議会改革検討項目のうち、議会運営委員会に係る項目として「議会基本条例の遵守について」を掲げたが、検討には至らなかった。 また、その他の議会基本条例に関連する検討項目として、議会運営委員会及び議会改革検討委員会において以下の内容が検討されたが、議会基本条例の検証と見直しには至らなかった。 〔検討項目〕 通年議会、議決事項の拡大、議員定数の見直し、議員報酬、議員間の自由討議、政務調査費の増額 ② 平成26年3月～平成30年3月まで 議会改革検討項目のうち、議会運営委員会に係る項目として議会の活性化への取組について規定した「議会基本条例の見直しについて」を掲げたが、検証と見直しには至らなかった。 また、その他の議会基本条例に関連する検討項目として、議会運営委員会及び議会改革検討委員会において以下の内容が検討されたが、議会基本条例の検証と見直しには至らなかった。 〔検討項目〕 議会の情報発信の拡大、討論の在り方、反問権、政策実現のための議員間討議（自由討論等）、通年議会、議決事項の拡大、議員定数の見直し、議員報酬の見直し (2) 今任期における検討（検証）の状況（平成30年3月～） ① 議会改革検討委員会（最終：平成31年3月11日開催） 議会改革検討項目として「議会基本条例の検証と見直し」が掲げ、別添個票の検討結果について、平成31年4月16日の全員協議会で報告された。 ② 市政調査会 議会基本条例の検証と見直しについて、以下の研修会を開催した。 ・政策提案、議会基本条例の検証と市民懇談会のあり方について（平成30年7月17日開催） ・議会基本条例の検証について（令和元年8月20日開催） ③ 議会運営委員会（令和元年10月～） 議会基本条例の検証と見直しについて、現在までに以下のとおり作業を実施した。 ・先進地行政視察〔桐生市議会等〕（令和元年10月） ・検証スケジュールの確認（令和元年12月） ・検証方法の確認（令和2年1月～2月） ・検証チェックシートによる議員・会派の検証実施（令和2年2月～3月） ・議会運営委員会による検証の開始（令和2年4月～）

奥州市議会基本条例 PDCAサイクルシート

条文	第21条
検証年月日	R2. 8. 7

検証項目	この条例の見直し
------	----------

(2 / 2)

関係例規	○議会基本条例第1条〔目的〕							
段階評価 (CHECK)	C	各会派 の評価	奥和会 B	みらい C	共産党 A	新奥会 C	公明党 B	S:5点～D:1点 平均値換算 (端数切捨て)
段階評価 の理由	本条において、本条例の見直しが議会運営委員会の所掌であることを明記しているにもかかわらず、条例制定後、これまで一度も検証と見直しがされてこなかったことは、率直に反省すべきである。							
管理評価 (CHECK)	2	各会派 の評価	奥和会 2	みらい 3	共産党 －	新奥会 2	公明党 3	平均値換算 (端数切捨て)
管理評価 の理由	本条文は、これまで条例の検証と見直しが実施されなかったことの反省と議会改革検討委員会における検討結果を踏まえ、任期内における最低一度の検証、評価の手法、結果の公表等を明文化する必要がある、条文を改正すべきである。 本条文は、これまで条例の検証と見直しが実施されなかったことの反省と議会改革検討委員会における検討結果を踏まえ、任期内における最低一度の検証、評価の手法、結果の公表等を明文化する必要がある、条文を改正すべきである。							
条文改正	□不要 ■必要（内容：条例の検証及び検証に係る頻度、評価手法、結果の公表等）							
今後必要な取組	条例の検証と見直しに係る頻度は4年とし、併せて評価手法、結果の公表等を明文化するため、規定すべき内容を検討し、条文を改正する。							
行動計画 (ACTION)	条例の検証と見直しに係る頻度、評価手法、結果の公表等を研究し、議会基本条例の改正を検討する。							
先進事例	滝沢市	【条文】議会は、この条例が社会情勢及び市民緒意見の変化に即しているかについて、1年毎に検証するものとする。（中略） 3 議会は、第1項の規定による検証を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとし、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め、適切な処置を講ずるものとする。						
	加賀市	【条文】議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。						
	那須塩原市	【取組】議会における事務事業評価として、議会運営委員会において議会基本条例の各条文に係るPDCAサイクルシートを毎年度作成し、取組実績、検証と課題、今後の改善策を公表している。						
参考事項	○議会基本条例 第1条 この条例は、議会及び議員の責務及び活動に関する基本的事項を定めることにより、地方分権時代にふさわしい議会の在り方を明らかにするとともに、さらなる議会の活性化を図り、もって奥州市の豊かなまちづくりを実現することを目的とする。 ○平成30年度議会改革検討委員会 〔検討結果〕（中略）ウ 検証の頻度は、少なくとも2年又は4年に1回は実施すべきと考えられること。 エ 検証結果の公表の要否及び検証のあり方の条例への明記については、貴委員会の判断に委ねること。							